

城里町公共施設等総合管理計画



平成28年 8月



城里町

城里町公共施設等総合管理計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象施設	3
4	計画期間	5
第2章	城里町の現状と課題	6
1	人口の推移	6
(1)	総人口の推移	6
(2)	総人口と年齢層別人口の将来見通し	6
2	財政の状況	7
(1)	歳入・歳出の状況	8
(2)	投資的経費の推移	9
3	公共施設等の現状把握	10
(1)	公共施設等の総量把握	10
(2)	公共建築物の延床面積	11
(3)	公共建築物の耐震化	12
(4)	インフラ施設の現状	12
4	公共施設等の更新費の将来見通し	17
(1)	公共施設等に関する将来の更新費用の推計方法	17
(2)	公共建築物の更新費の見通し	18
(3)	インフラ施設の更新費の見通し	19
5	公共施設等の将来更新費と課題認識	23
(1)	公共施設等の更新費の全体の見通し	23
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針	24
1	基本的な管理の考え方	24
(1)	3つの視点と総合的な管理の考え方	24
(2)	ライフサイクルと計画的な管理の考え方	24
2	公共施設等の管理に関する基本方針	25
(1)	現状の課題と解決にむけた方向性	25
(2)	総合計画との整合性	26
(3)	財政計画との整合性	26
(4)	学校適正化との整合性	27
(5)	施設適正配置との整合性	27
(6)	耐震化計画との整合性	27
(7)	生活環境・定住施策との整合性	28
(8)	長寿命化の整合性	28
3	目標設定に関する基本方針	29
(1)	数値目標の設定	29

(2) 更新シナリオ・シミュレーション.....	29
4 取組方法	34
(1) 保全に関する基本方針.....	34
(2) 利活用・再編に関する基本方針.....	36
(3) 広域連携に関する基本方針.....	38
5 類型別の取組方針	39
(1) 公共建築物の保全・再編の取組方針.....	40
第4章 計画の推進に向けて	51
1 全庁的に連携した取組み体制の確立	51
2 意識改革	51
3 公共施設等の情報一元管理と総合管理への活用	51
4 管理の行動計画の具体化と目標設定及び改定	51
5 今後の個別施設計画の策定と横断的な取組み	51

第1章 はじめに

1 背景と目的

城里町は、平成17年2月1日（2005年）に旧常北町，旧桂村，旧七会村の1町2村が合併し誕生しました。城里町では、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、昭和40年代から50年代に学校や公民館の建設など多くの公共施設を整備してきました。これらの公共施設は、年月の経過に伴い経年劣化や耐震性能不足等がみられ、今後、維持管理していくうえで大きな財政負担になることが予想されます。

このようなことから、既に各施設所管課では、今までの「対症療法的管理」から「予防的管理」に転換するため、橋梁，上水道，公共下水道，農業集落排水，公園を対象に長寿命化計画の策定を進めています。

本計画は、これらを踏まえ、城里町の公共施設について、機能向上，財政負担の平準化等に資するため、長寿命化や統廃合等を推進する指針となる「城里町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

策定にあたっては、公共施設等総合管理計画策定委員会並びにワーキングチームを発足し、城里町財務課を中心に各課局が連携した取り組みを行うこととしました。

【計画の目的】

①事後の対処から予防保全型の維持管理への転換

予防保全型の維持管理により、安全・安心な公共施設の状態を保持し、劣化進行による町民への影響を抑制します。

②財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加し集中する時期を見通し、公平な投資的経費の負担を図ります。

③公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進

公共施設等の総量を網羅的に把握したうえで、将来の更新費用を算定し、施設の集約・複合化や長寿命化の対策を計画的に行う方針を策定します。

【期待される効果】

①総合的かつ計画的な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができます。

②公共施設の集約・複合化，統合・再編等を行うことにより，大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減を図ることができます。

③予防保全型の管理に移行することにより，施設の老朽化に伴う第三者被害の影響を抑制することができます。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定されたことを受けて、城里町における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定する必要があります。

また、平成 26 年 4 月 22 日には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、先の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」と同じ位置づけにおいて「公共施設等総合管理計画」の策定要請があったことから、城里町において適正かつ効果的、効率的な公共施設の維持管理の指針とするため、「城里町公共施設等総合管理計画」の策定を行います。（図 1-2-1）

〔政府決定〕

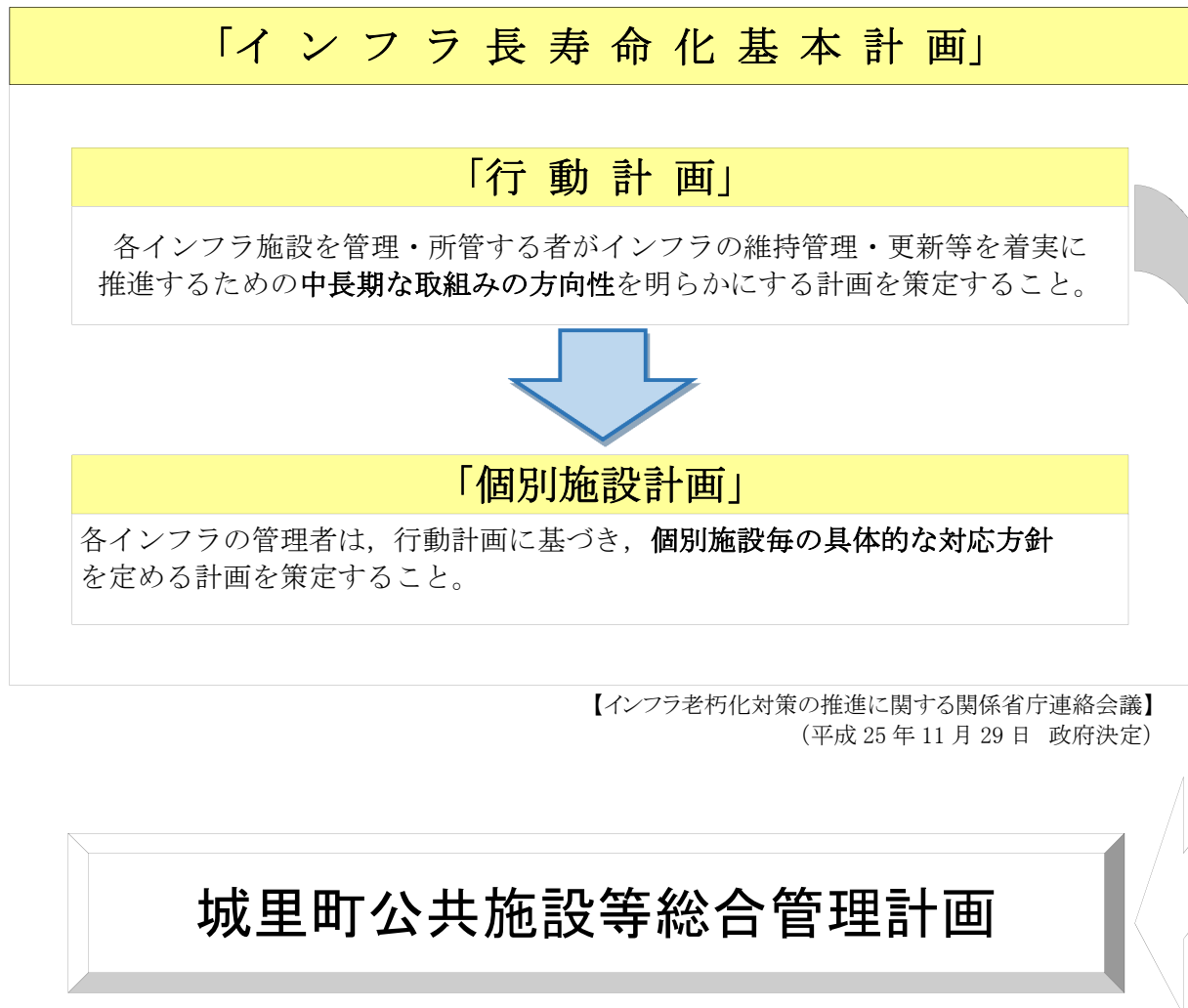


図 1-2-1 上位計画と本計画の位置づけ

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に、公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進を要請するものです。（図 1-2-2～3）

〔総務省事務連絡〕

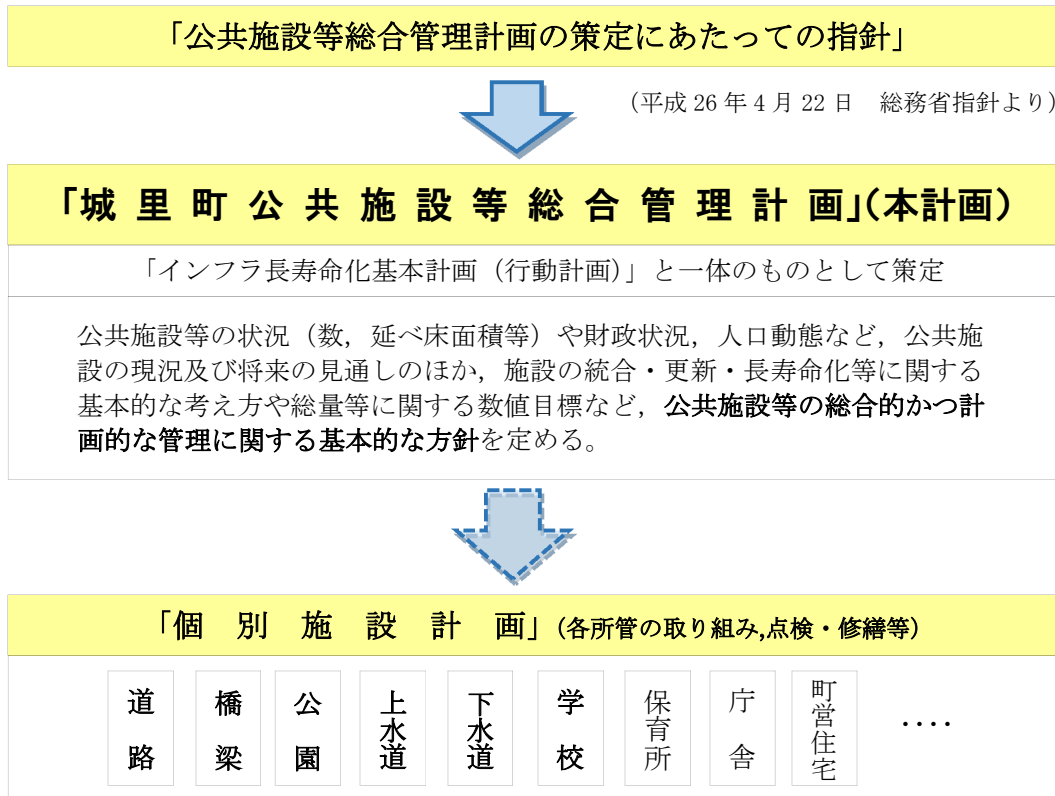


図 1-2-2 総務省の指針と公共施設等総合管理計画

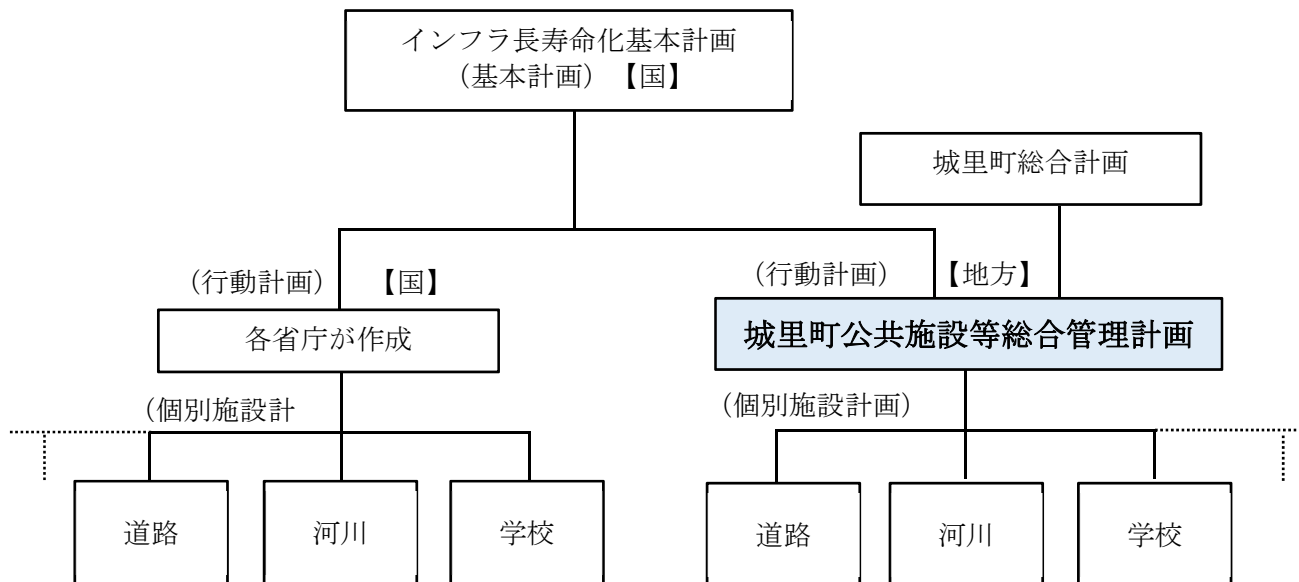


図 1-2-3 城里町公共施設等総合管理計画

3 対象施設

対象となる施設は、城里町が保有または管理する全ての公共施設（庁舎，学校，町営住宅等）及びインフラ資産（道路，橋梁，公園等）であり，下図の太線内の財産となります。（図 1-3-1～2）

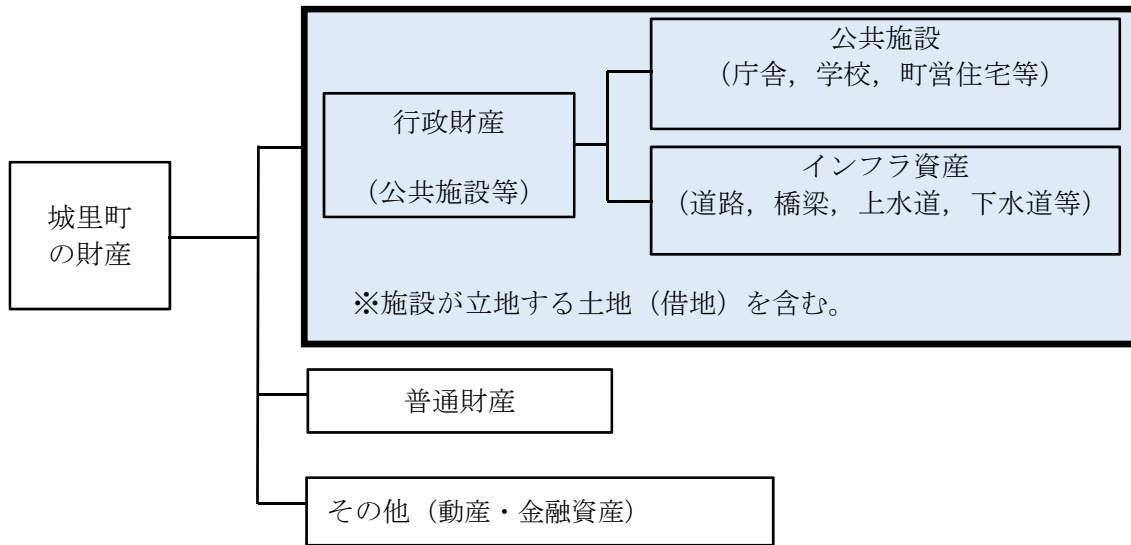


図 1-3-1 城里町が保有または管理する全ての公共施設等(太線内)

※ただし，国土交通省インフラ長寿命化の行動計画(平成 26 年 5 月 21 日)を参考に，次のような施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設(経年劣化によらない施設，例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設)
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材(例えば機側操作盤，無線通信機器)
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設(渡り廊下，倉庫)等，本計画の趣旨に合わない施設を除く。

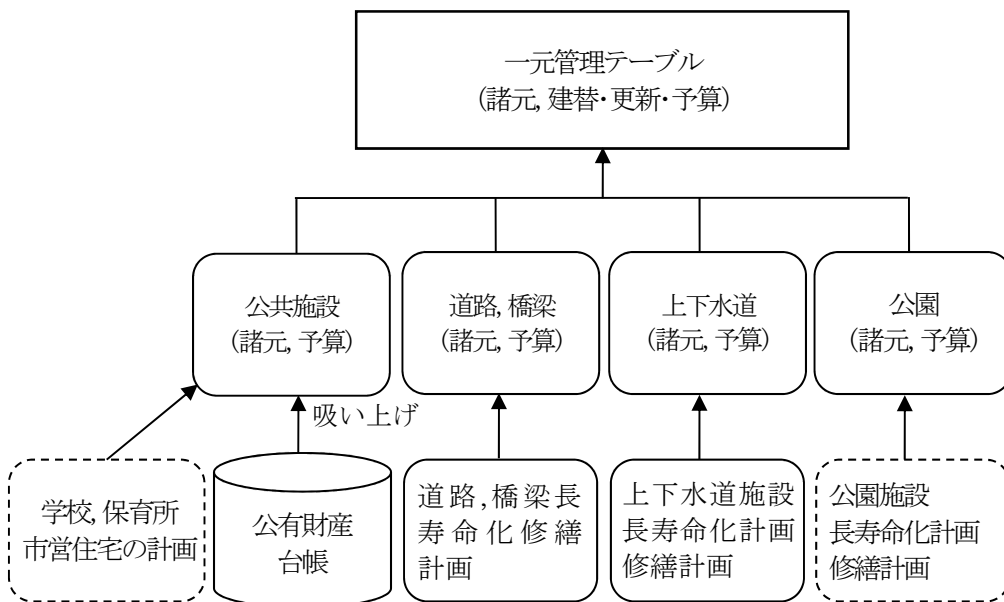


図 1-3-2 所管分野と対象範囲

4 計画期間

総務省の指針では、将来人口の見通しとして30年先を見据え、公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。城里町の公共建築物、インフラ施設は主に昭和50年代から平成10年代までに建築されたものが多くあります。

一般に、公共建築物の耐用年数は60年程で、インフラ施設の法定耐用年数は40～60年とされており、これらを考慮すると、城里町における公共施設等の大規模改修費と更新費は平成50年代に集中し続ける見込みとなります。

総務省の指針と整合した長期的な視野を持ちながら、投資的経費の財政負担が大きくなる平成50年代の大規模な更新時期に備えるため、本計画の期間は平成28年度から平成57年度までの30年間とします。

基本計画に基づいた各種の取り組みを進める期間とし、下図のようなイメージで上位計画である総合計画などと連携しながら適切な公共施設等の管理に取り組んでいきます。(図1-4)

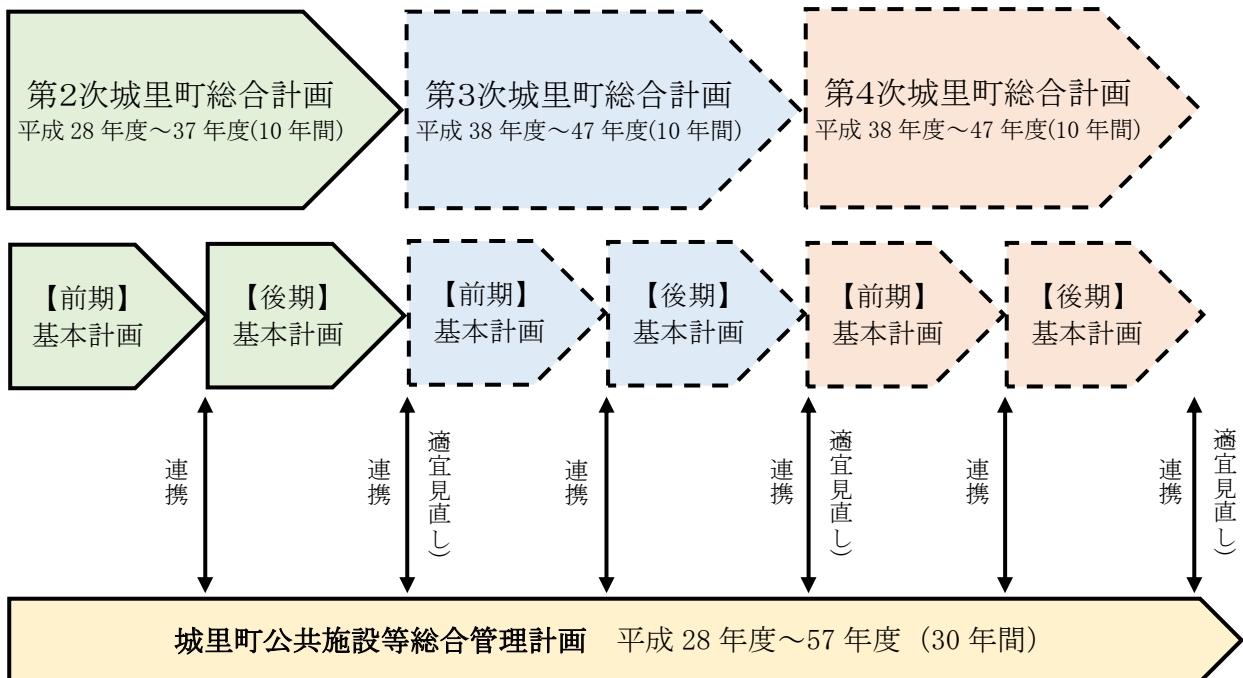
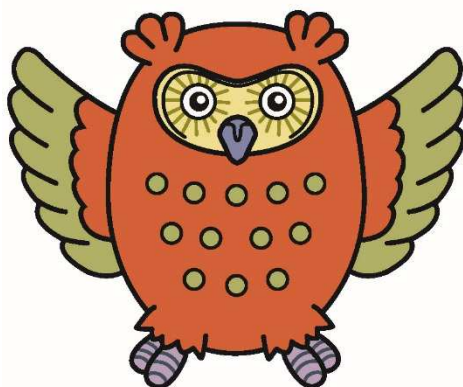


図1-4 総合計画と公共施設等総合管理計画の取組の関係イメージ



第2章 城里町の現状と課題

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

昭和30年当時の1町2村の人口の合計は26,621人、世帯数は5,049世帯でしたが、昭和50年代にかけて人口減少が続く、昭和50年から昭和60年は2万人台で推移しました。その後は平成12年頃までは微増で推移したものの、平成17年以降は再び減少に転じ平成22年には21,491人となっています。(図2-1-1)

人口増減率は、平成2年は1.4%の増加、平成7年は6.1%と急速に増加したものの平成12年の4.7%の増加をピークに増減率は低下に転じ、平成22年度においては6.5%の減少と急速に低下しています。

一世帯あたりの人員は、核家族化や単身者の増加により減少を続け、昭和55年には4人を切り、平成22年においては3人まで低下しています。

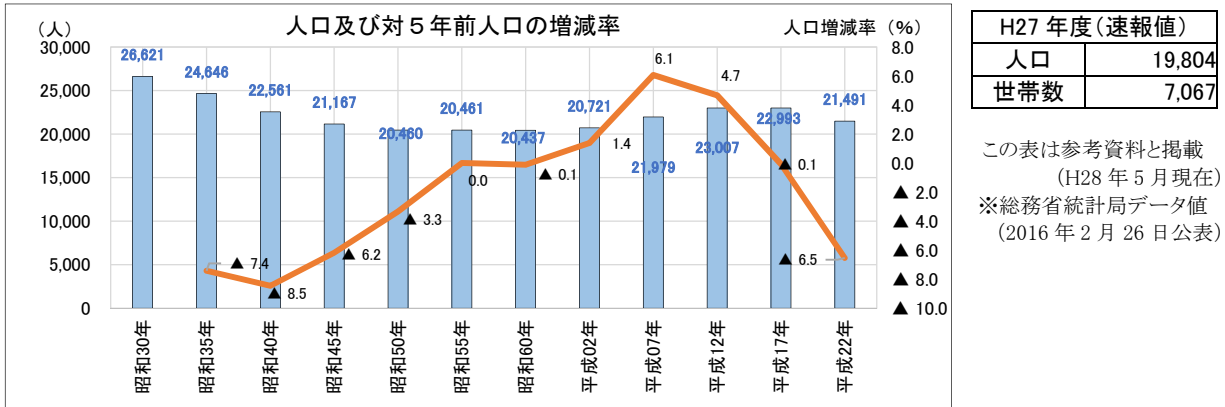


図2-1-1 人口及び対5年前人口の増減率

(2) 総人口と年齢層別人口の将来見通し

将来の人口については、不確定な要素も多く幅を持って見通す必要がありますが、城里町も全国の自治体と同様に長期的には人口減少が続くと思われま。平成47年頃には概ね17,000人になり、少子化に加え超高齢化が進むと見込まれます。

年少人口と生産年齢人口は年々減少し、平成47年頃には年少人口が約2,000人と平成22年に比べ約58%減少し、生産年齢人口は約7,200人と平成22年に比べ約20%減少すると見込まれます。(図2-1-2)

一方、65歳以上の高齢者人口は平成37年頃にピークを迎えますが、約7,200人と平成22年に比べ約18%の増加が見込まれます。

高齢者率は、平成37年頃には35%を超え、平成57年には約31%に減少傾向しますが、これは総人口の減少に伴った結果だと推測できます。高齢者の割合は、平成37年には平成22年の約1.3倍の約36%と見込まれ、人口の約3人に1人が高齢者になると見込まれます。

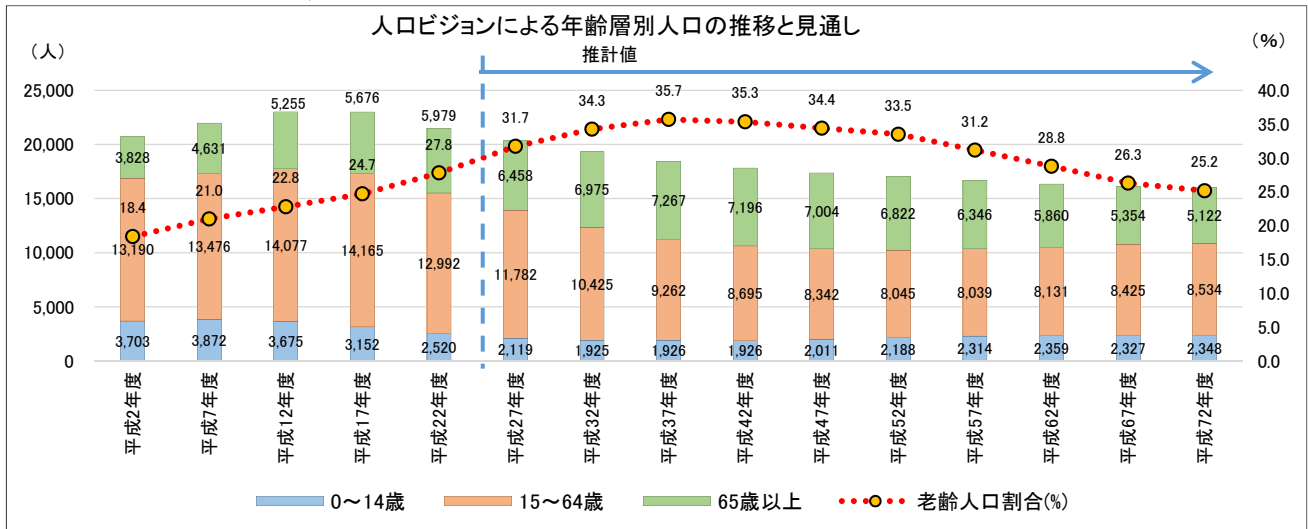
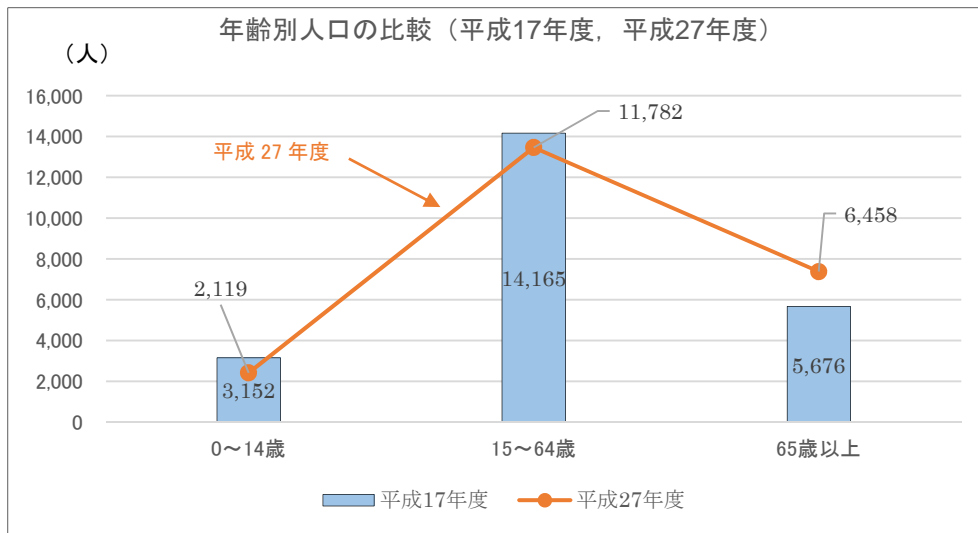


図2-1-2 人口ビジョンによる年齢層別人口の推移と見通し

資料:※1:平成27～平成72年は城里町人口ビジョン(平成28年3月)
※2:平成02～平成22年は実績値(国勢調査より)。

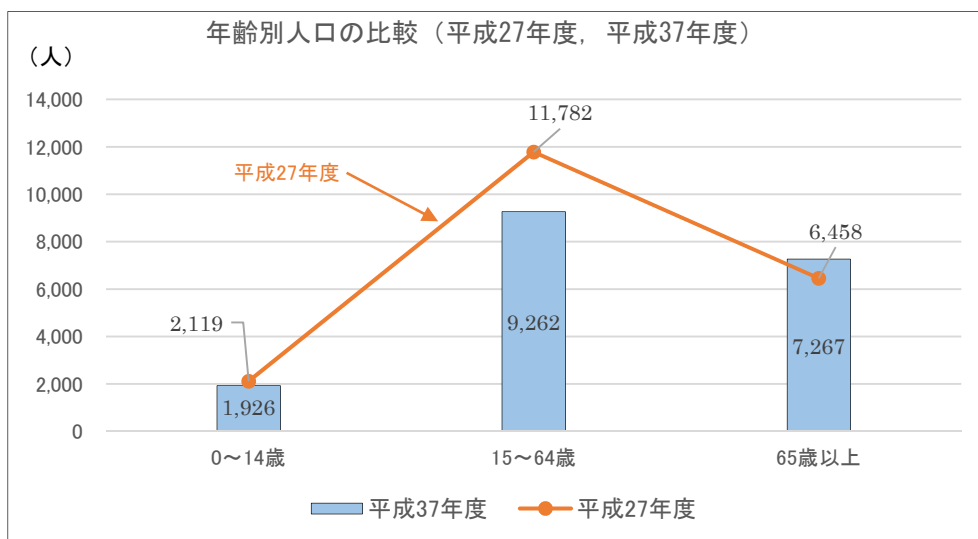
年齢層別の人口推移について、平成27年度を基準として10年前の平成17年度と10年後の平成37年度を比較すると、生産年齢人口および年少人口は過去10年間で3.3～3.7%減少し、今後10年間でも6～7%程度減少が見込まれます。

一方、高齢人口は過去10年間で7.0%の増加し、今後10年間においても約7.7%増加する見込みです。(図2-1-3～4)



	平成17年度	平成27年度	増減
総人口(人)	22,993	20,359	▲ 2,634
高齢人口(65歳以上)	24.7	31.7	7.0
生産年齢人口(15～64歳)	61.6	57.9	▲ 3.7
年少人口(0～14歳)	13.7	10.4	▲ 3.3

図2-1-3 年齢別人口の比較 (H17年度)(H27年度)



	平成27年度	平成37年度	増減
総人口(人)	20,359	18,455	▲ 1,904
高齢人口(65歳以上)	31.7	39.4	7.7
生産年齢人口(15～64歳)	57.9	50.2	▲ 7.7
年少人口(0～14歳)	10.4	10.4	0.0

図2-1-4 年齢別人口の比較 (H27年度)(H37年度)

資料:平成17年度は国勢調査。平成27,37年度は城里町人口ビジョン(平成28年3月)

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

① 歳入

城里町の歳入は、東日本大震災（H23年（2011年）3月11日）が発生した翌年度の平成23年度を除き100億円前後で推移しております。

歳入は、国の三位一体改革の影響や平成20年のリーマンショック以降の景気低迷により町税収入が落ち込んでいます。町税収入は、平成19年度の約21.5億円から平成26年度には約19.9億円と約8.3%減少しています。

また、平成23年度については、東日本大震災の復旧事業に伴い地方交付税が約7億円計上されたことで、一時的に歳入が増大しています。（図2-2-1）

今後も少子高齢化が進み、介護、医療、児童手当などの社会保障関係経費が増加するなか、一方で町税を中心とする歳入の大幅な伸びは期待できません。こうした厳しい財政環境に対応し、より効率的・効果的な町政運営を推進するため、引き続き事務事業の見直しや徹底した経費の削減に取り組むとともに未収金対策の強化や手数料収入の増大など自主財源の確保に努めています。

② 歳出

歳出は、平成20年度以後増加基調が続いています。歳出は、平成19年度の約88.6億円から平成26年度には約107.1億円と約20.8%増加しています。特に平成23年度については、震災復興における公共施設に係る投資的経費が一時的に増加しました。（図2-2-2）

性質別歳出とは、経済的性質によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費の義務的経費、普通建設事業費の投資的経費などがあります。経費を性質別に分類することによって、財政運営の弾力性を見ることができます。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高くなると、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費にかかる割合が低くなり、財政運営の硬直化が懸念されます。（図2-2-3）

城里町における歳出では、人件費が職員削減等により平成19年度に比べ約2億円減少していますが、少子高齢化が進み介護や医療、児童手当などの社会保障関係経費の増大により扶助費が約3億円増加しており、平成26年度における歳出に占める義務的経費はおよそ37%となっております。

今後、生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加することで、歳入減少、歳出増加が予想されることから、さらなる歳出の抑制が求められます。

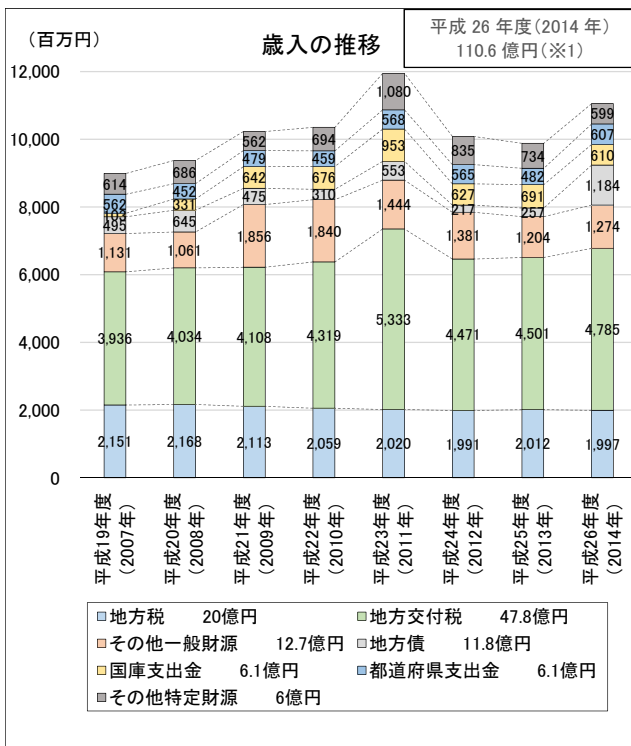


図2-2-1 歳入の推移

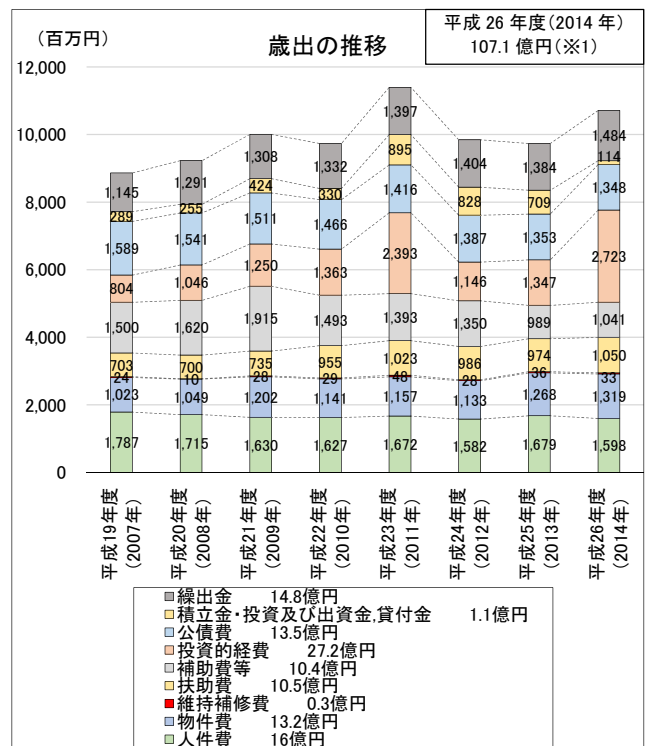


図2-2-2 歳出の推移

(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

平成26年度における歳出の内訳は、多い順に投資的経費 25.4%，人件費 14.9%，繰出金 13.9%，公債費 12.6%，物件費 12.3%となっています。（図2-2-3）

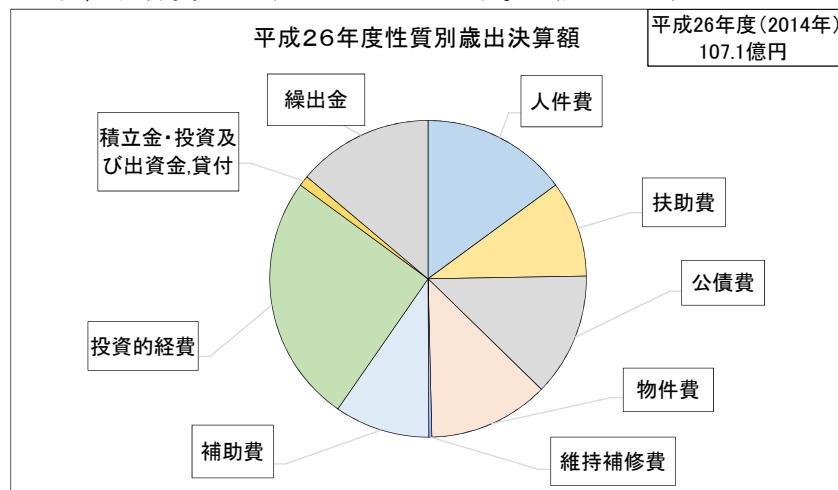


図2-2-3 平成26年度性質別歳出決算額

(2) 投資的経費の推移

平成26年度における歳出のうち投資的経費は27.2億円であり、その内訳は公共施設に係る経費が22.8億円，道路及び橋梁に係る経費が3.5億円，またこれらの用地取得費として0.1億円，その他0.9億円となっています。（図2-2-4）

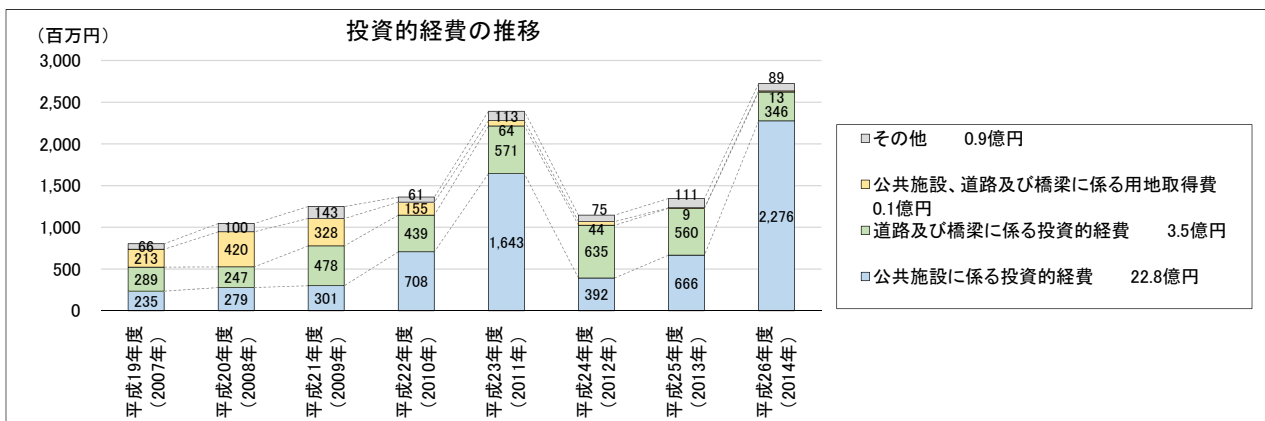


図2-2-4 投資的経費の推移

将来の公共施設等の更新費用に充当可能な投資的経費の目安として、城里町が所有する公共施設等の「既存更新分」に関する投資的経費の平均額は、平成19年度から平成26年度の平均で約5.71億円となっています。（図2-2-5）

また、更新費用のほかに「新規整備分」「用地取得分」を含めた投資的経費の平均額は、同期間で約17.97億円となっています。（図2-2-6）

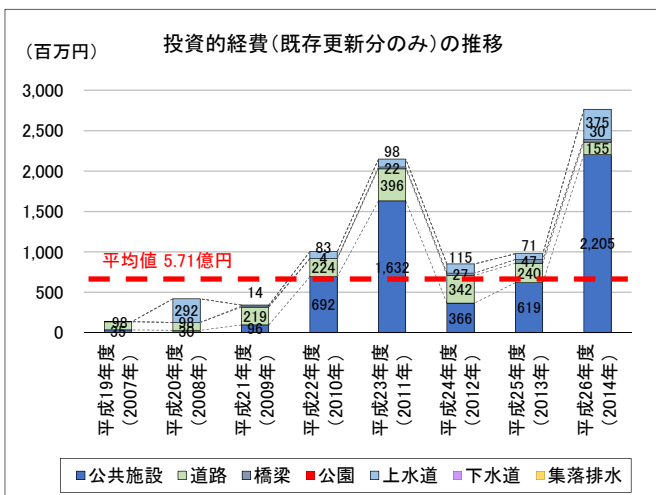


図2-2-5 投資的経費(既存更新分のみ)の推移

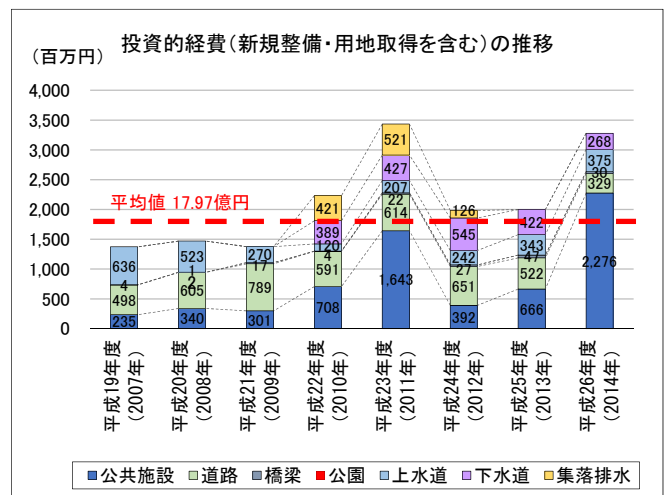


図2-2-6 投資的経費(新規整備・用地取得を含む)の推移

3 公共施設等の現状把握

(1) 公共施設等の総量把握

公共施設名	数量	単位	備考
公共建築物	172	施設	509 棟 延べ床面積: ≒ 120,495 m ²
道路	767,509	m	一般道路: 767,353m 自転車歩行者道: 156m
橋梁	221	橋	15m 以上: 37 橋 15m 未満: 128 橋 (内、整備年度データ欠損: 56 橋)
上水道	364,357	m	配水管: 364,357m
公共下水道	127,503.9	m	七会地区未整備 (内、整備年度データ欠損 176.94m)
公園	17	箇所	運動公園: 40453 m ² 公共施設緑地: 199266.30 m ² (平成 19 年度都市計画基礎調査)
農業集落排水	99,915.5	m	(内、整備年度データ欠損: 672.76m)

表 2-3-1 対象施設の総量一覧表

資料: 城里町の実績データより

城里町の公共建築物の数は、平成 26 年度末現在で 172 施設となっており、棟別では 509 棟、延べ床面積の合計は約 120,495 m²となります。

主な内訳は、学校教育系施設 37.4%、公営住宅 19.7%、行政系施設 12.8%、スポーツ・レクリエーション系施設 10.7%、文化系施設 8.9%となっています。(図 2-3-1)

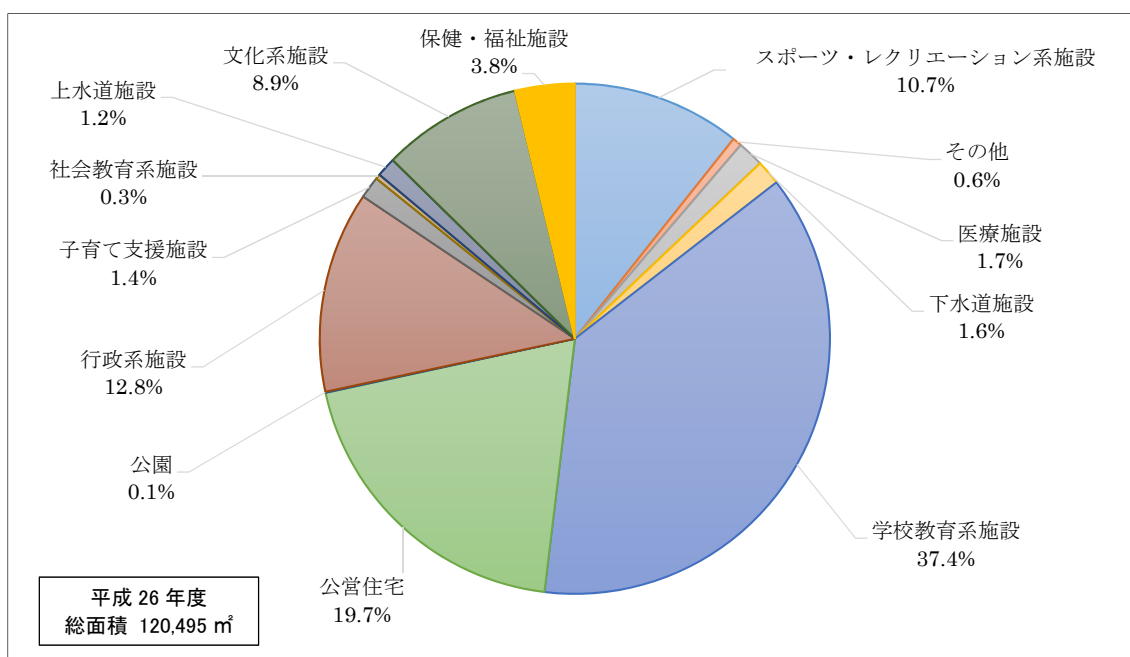


図 2-3-1 公共建築物の延床面積の内訳 (総務省の大分類)

資料: (平成 27 年 4 月 1 日現在) 城里町実績データより

(2) 公共建築物の延床面積

① 建築年度と延床面積

公共建築物の建築年の経緯をみると、年間整備量の多い年度で昭和 58 年度には阿波山団地（公営住宅）、ふれあいの里（スポーツ・レクリエーション系施設）が整備され、昭和 60 年度には原団地（公営住宅）、うぐいすの里・山びこの郷（スポーツ・レクリエーション系施設）、平成 14 年度には城里町健康増進施設ホルルの湯（スポーツ・レクリエーション系施設）、平成 26 年度には役場本庁舎（行政系施設）が整備されています。（図 2-3-2）

公共建築物の標準的な耐用年数の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）によると建て替え時期は 60 年と言われており、建物附属設備と配管の耐用年数は概ね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えるものと仮定することが多く、これは、総務省の更新費用試算ソフトでも推計条件とされています。このサイクルのもとで、ピーク時期の昭和 58 年度に整備した公共建築物は本計画の策定時点（平成 26 年度）を基準として、そこから 28 年後に建て替え時期を迎えます。また、昭和 60 年度に整備したものは策定時点から 30 年後に建て替え時期となります。そして、平成 14 年度と平成 26 年度に整備したものは策定時点からそれぞれ 48 年後と 60 年後に建て替え時期が集中することが想定されます。

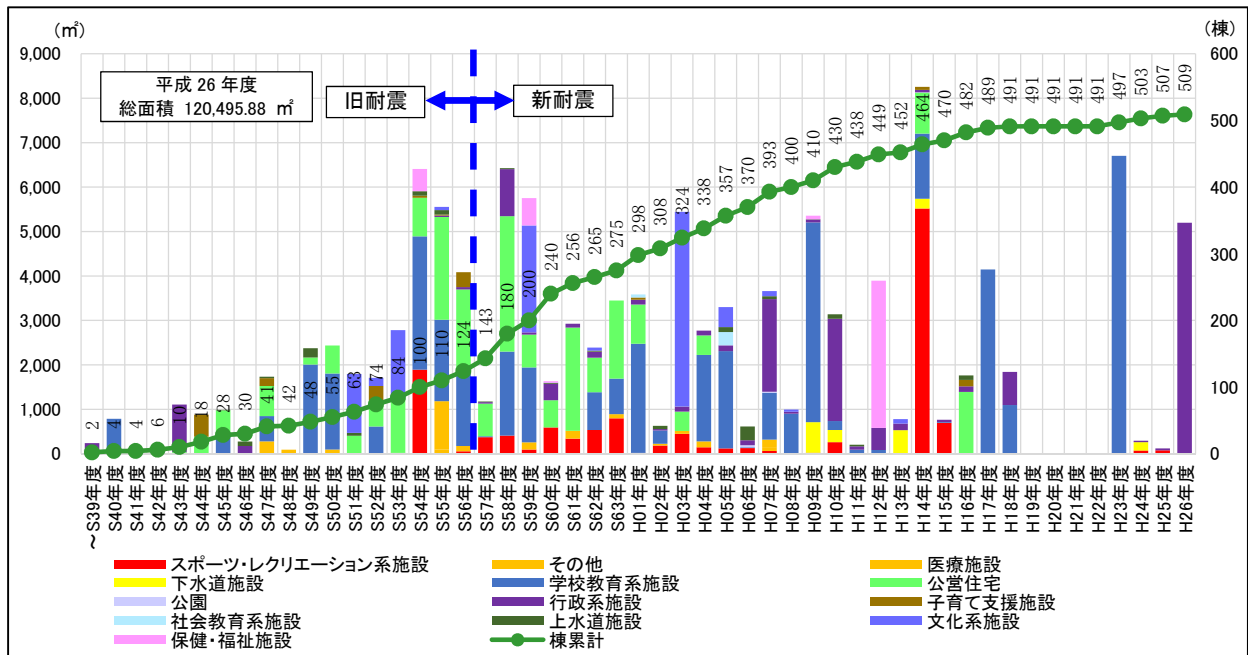
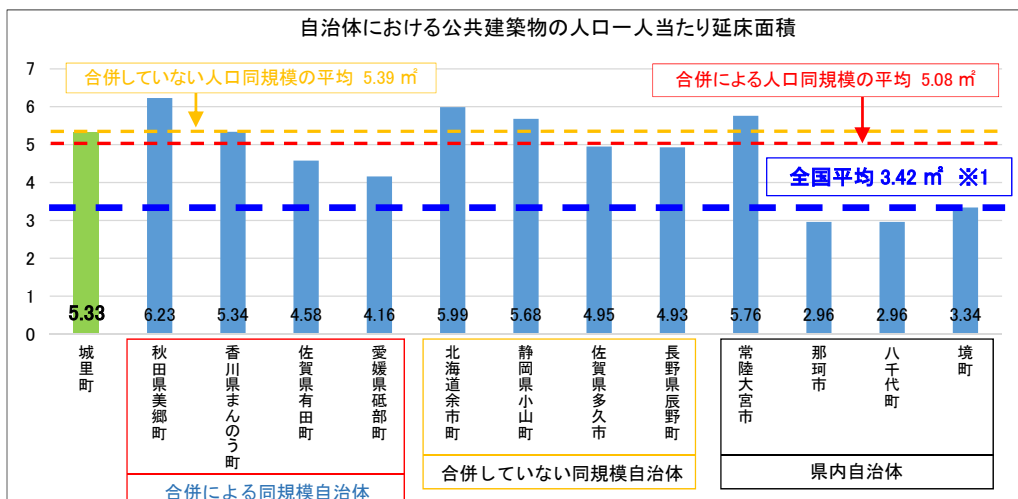


図 2-3-2 建築年度別の公共建築物の延床面積 資料:平成 27 年 4 月 1 日現在の城里町実績データより

② 公共建築物総量の自治体比較

城里町の公共建築物の総量を全国自治体で相对比较すると、「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」（東洋大学 PPP センター、平成 24 年公表）によれば、国内の人口が同規模である 20~22.5 千人規模の対象自治体 46 自治体のうち、回答のあった自治体は 27 自治体であり、その平均指標は 5.86 ㎡/人となっております。人口が同規模の主な自治体の指標は次のとおりです。（図 2-3-3）



※1) 資料:東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」(平成 24 年 1 月 11 日)より図示。調査対象 981 市区町村の全国平均値

図 2-3-3 同規模自治体における公共建築物の人口一人当たり延床面積

城里町の人口一人あたりに換算した延床面積を算定し、公共建築物の総量を比較すると、平成26年度末では次のようになります。

$$\text{人口一人あたり延床面積 (m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延床面積} \div \text{人口}$$

$$\underline{\text{城里町人口一人あたり延べ床面積}} \doteq 5.70 \text{ m}^2\text{/人} = 121,726 \text{ m}^2 \div 21,373 \text{ 人}$$

※1 建築物の総量の多寡を判定するために考案された1次指標として、人口一人あたり延床面積があります。
 ※2 人口は、住民基本台帳人口(平成26年1月1日)を基に計算しております。

自治体で合併した同規模の平均に照らして比較すると、城里町の公共建築物延床面積の総量は約104.9%(=5.33÷5.08)※2に相当し、同規模人口の自治体とほぼ同じ水準となっています。しかし、全国平均と比較すると、城里町の公共建築物延床面積の総量は約155.8%(=5.33÷3.42)※2に相当し、全国平均よりも多い水準となっています。

※2)資料:東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」(平成24年1月11日)からの人口一人あたり延床面積(m²/人)を用いて計算しました。

(3) 公共建築物の耐震化

昭和56年度以前に建設された旧耐震基準による施設は全体の約24.4%(=124棟÷509棟×100)を占めています。平成26年度末時点での旧耐震基準建物は124棟あり、そのうち56棟(学校施設は平成28年度には学校施設全棟完了する見込みです)は旧耐震化済みとなります。今後も、震災など被害に備えて、公共建築物の耐震診断及び耐震改修事業を推進していきます。

(4) インフラ施設の現状

城里町が所管する主要なインフラ施設の現状は、都市基盤系施設において道路延長767,509m、橋梁221箇所、上水道管路の延長363,707m、公共下水道管渠の延長127,503.9m、公園17箇所、農業集落排水99,915.5mです。これらのインフラ施設は、整備された年度が集中していた場合、その経過年数が進行するにつれて更新時期も集中するため、多大な投資的経費が必要となる見込みです。

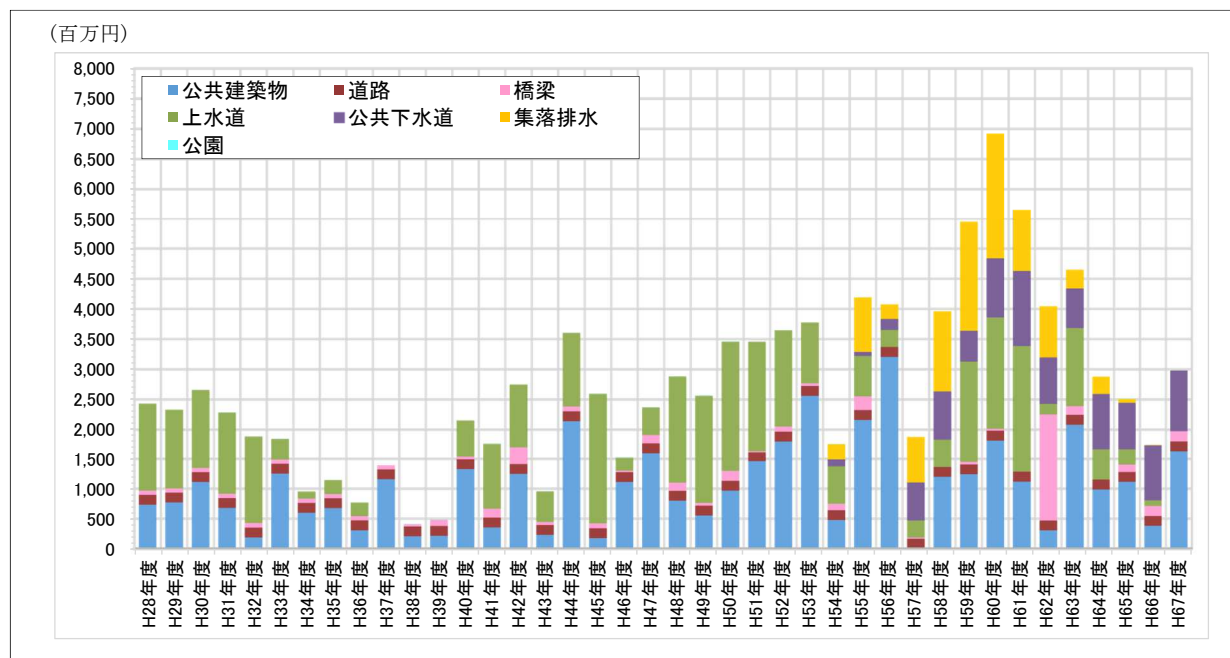


図 2-3-4 公共施設等の老朽化進行と投資的費用の増大イメージ

以下、インフラ施設の更新費算定にあたり、標準的な耐用年数は、総務省が推奨する更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト※1」という。)の算定条件に準拠して設定します。

※1 試算ソフト:地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」より。

① 道路施設の現状

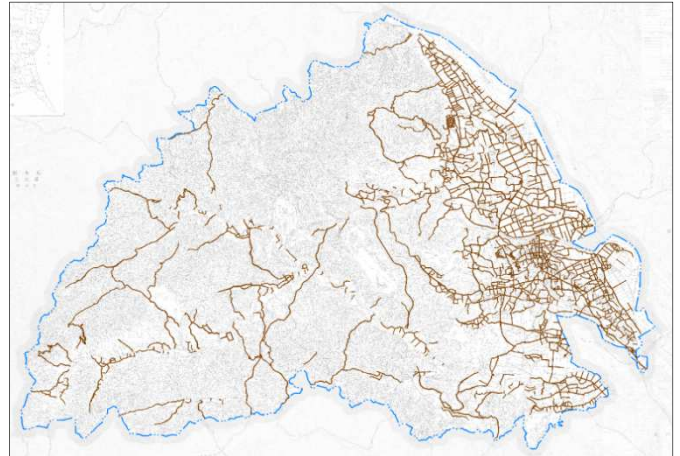
道路の整備状況は、平成26年度末で、一般道路の総延長は767,509.0mです。

城里町における道路ストックの状態を定期的に把握し計画的に維持修繕を進めることが課題です。(表2-3-2)

表 2-3-2 道路施設の総量

一般道路 (1級幹線町道, 2級幹線町道, その他の町道)		
実延長合計	767,353	m
道路面積 (道路部)	3,052,955	m ²
自転車歩行者道		
実延長合計	156	m
道路面積 (有効幅員)	624	m ²

データ資料: H26 年度実績データより



図面資料: H23 年度狭あい道路実績データより

② 橋梁施設の現状

橋梁の整備状況は、平成2年度に整備規模の大きい大桂大橋(3,973m²)が整備され、その後比較的規模の大きい整備として平成10年度に御成橋,平成11年度に出会橋,平成21年度には新古川橋が整備されました。(図2-3-5)

平成26年度末現在の橋梁数は、橋長が15m以上の橋梁が40橋,15m未満の橋梁が181橋であり、橋梁の総数は221橋となっております。(図2-3-5)

橋梁の更新時期については、標準的な耐用年数の設定において法定耐用年数の60年で更新するものと仮定すると、大規模な橋梁の更新が必要となる時期は、平成62年度,平成70年度,平成81年度となります。

城里町では、平成25年1月に「城里町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。今後、この既定計画による予防保全のための修繕事業を推進し、橋梁の長寿命化を図ります。

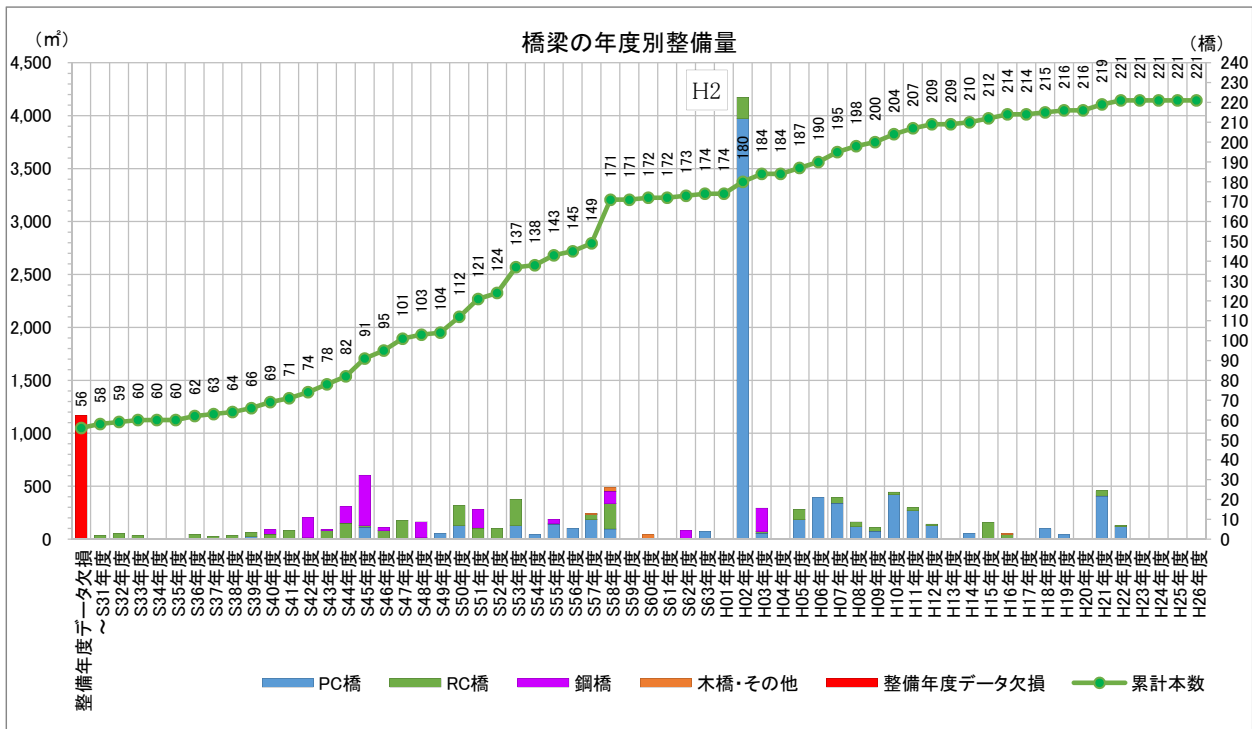


図 2-3-5 橋梁の年度別整備量

資料:平成 27 年 4 月 1 日現在の城里町実績データより

③ 上水道施設の現状

上水道施設の整備状況は、管路の整備総延長が平成26年度末で363,707mとなっております。

上水道施設における管路の法定耐用年数40年で更新するものと仮定すると、今後、上水道施設の更新のピーク時期は、平成45年度以降となります。

城里町では、水道施設の資産管理計画の策定はこれからの課題です。中長期的な視点からの上水道施設の更新と資金確保については、平成21年7月に厚生労働省が「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（厚生労働省健康局水道課）を示しています。

さらに、平成26年4月に厚生労働省が「簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化効果の算定マニュアル」（厚生労働省健康局水道課）を示しており、一つの地域で資産管理を推進するだけでは厳しい状況となった場合の解決策として、水道事業の広域化を推進し、その運営基盤の強化を図ることが示されています。

今後、城里町において、この手引きやマニュアルに準じて点検や修繕対策、計画的な更新等の予防保全の取り組みを推進し、上水道施設の資産管理計画の策定や水道事業の運営地盤の強化策を検討していきます。（図2-3-6）

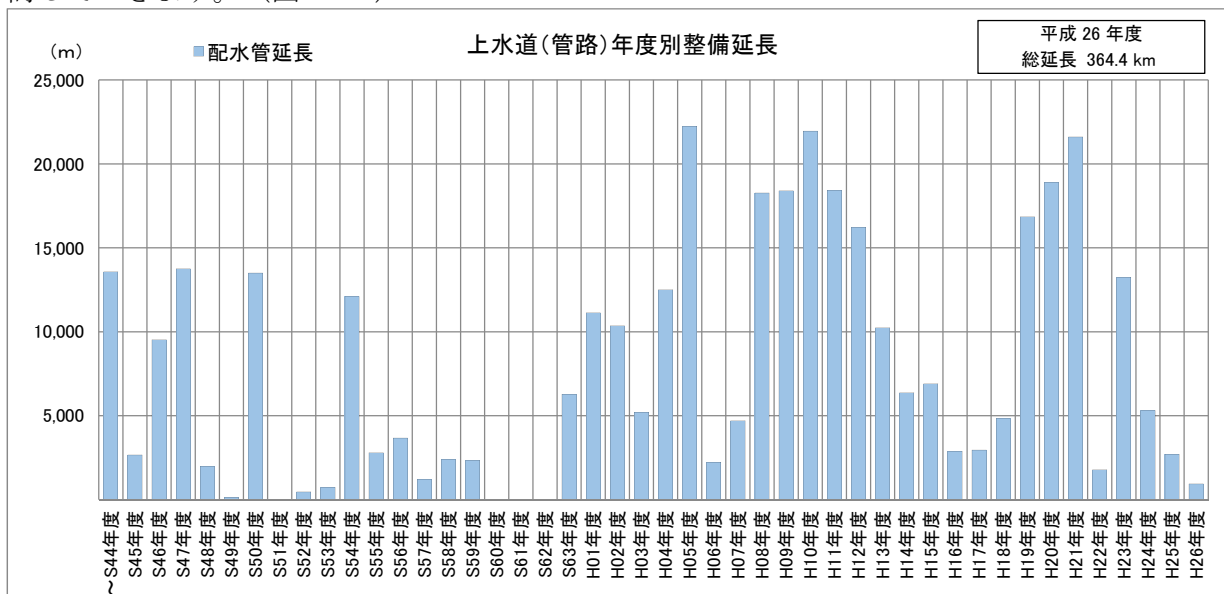


図 2-3-6 上水道(管路)年度別整備延長 ※:導水管,送水管は除く

資料:平成 27 年 4 月 1 日現在の城里町実績データより

④ 公共下水道施設の現状

公共下水道施設の整備は、平成7年度頃より整備量が増加し、平成11年度のピークには約10kmの整備が進められ、また平成7年度から平成25年度の年平均整備量は6.55kmとなっております。なお、七会地区の公共下水道施設は未整備です。公共下水道施設の標準的な耐用年数の設定においては、法定耐用年数50年に更新するものと仮定すると、今後、公共下水道施設の更新のピーク時期は、平成57年度以降になります。

城里町においては、公共下水道施設の資産管理計画の策定が必要です。今後は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」（平成25年9月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に準じて、公共下水道施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と効率的な長寿命化計画を推進していきます。（図2-3-7）

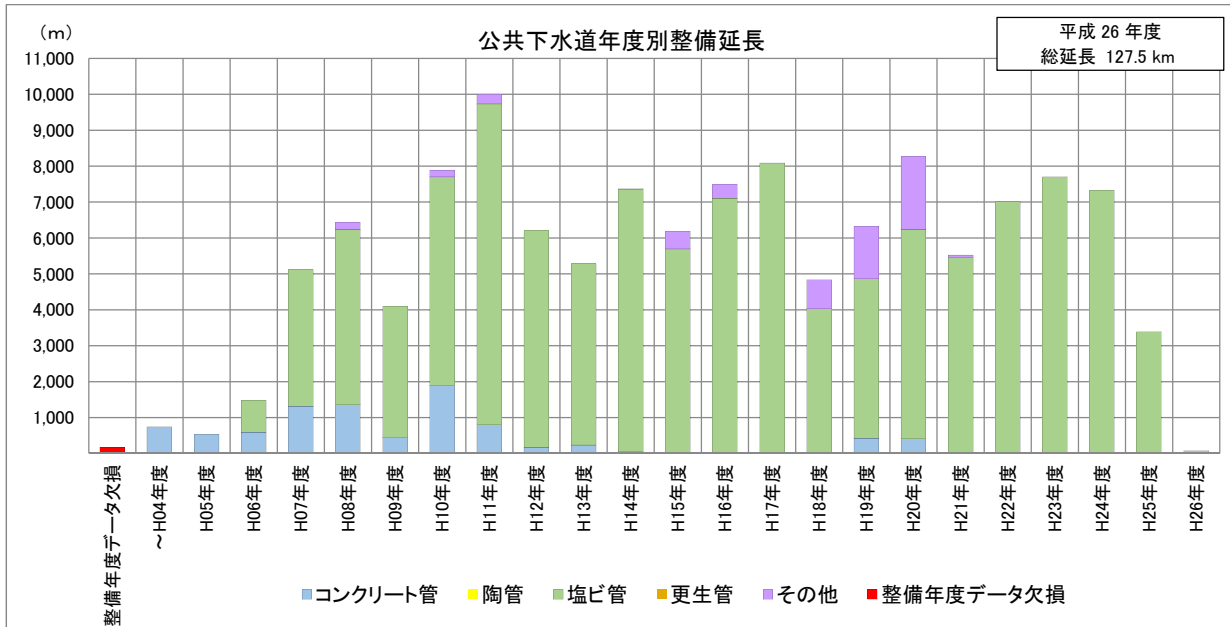


図 2-3-7 公共下水道年度別整備延長

資料:平成 27 年 4 月 1 日現在の城里町実績データより

⑤ 公園施設の現状

公園施設の整備状況は、公園施設面積が平成26年度末で 239,719.3㎡であり、公園の面積割合は大きい順に、白山森林公園 46,577㎡、常北運動公園 40,453㎡、桂運動公園 27,197㎡、徳蔵緑地公園 26,000㎡となっています。

城里町では、公園施設の安全管理と長寿命化の対策を計画的に取り組むことが必要です。平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）が示されています。今後、この指針に沿って長期的な視点をもって「維持管理」「長寿命化」「修繕」「更新」を判断し、計画的な取り組みを推進し公園施設の長寿命化を図っていきます。（図2-3-8）

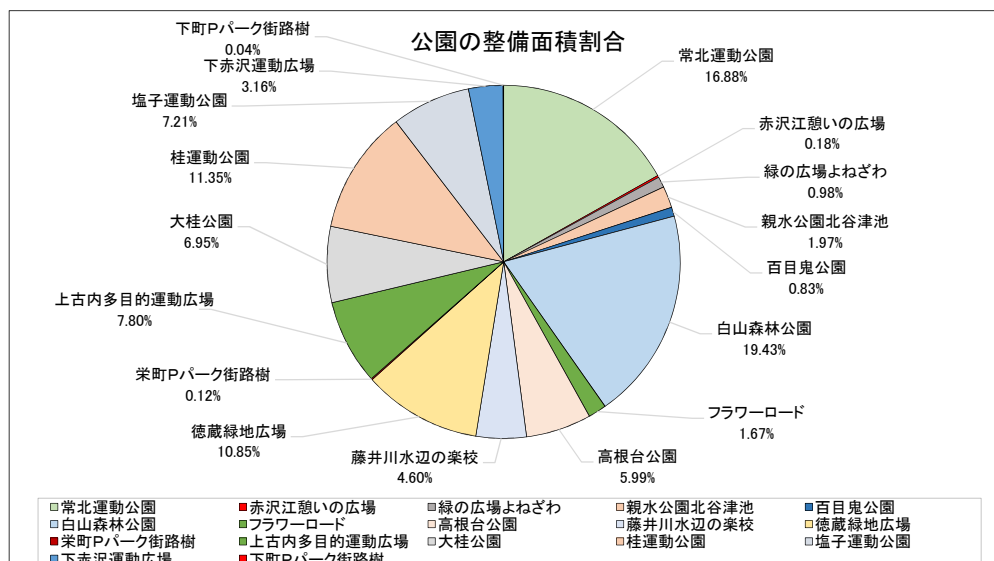


図 2-3-8 公園の整備面積割合

資料:「平成 19 年度都市計画基礎調査」実績データより

⑥ 農業集落排水施設の現状

農業集落排水施設の整備は、平成10年度に北方・高久地区と青山地区の整備によりピークとなり、翌年度から孫根地区の整備が進むものの整備量は年々減少しました。その後、平成19年から古内地区の整備が開始され平成22年度にはピークとなりましたが、翌年度には延長1,200m程度まで整備量は減少しました。

平成23年度末における農業集落排水施設の管路整備延長は、古内地区19.7km、上入野地区16.3km、青山地区31.9km、北方・高久地区20.9km、孫根地区11.1kmであり、全地区の管路総延長は99.9kmとなっております。

農業集落排水施設の標準的な耐用年数は、公共下水道施設に準じて50年で更新するものと仮定すると、今後、農業集落排水施設の更新のピーク時期は、平成60年度、平成72年度となります。

城里町においては、農業集落排水施設の資産管理計画の策定が必要です。今後は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」（平成25年9月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に準拠して、農業集落排水施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と、効率的な長寿命化計画を策定し推進することが課題です。（図2-3-9）

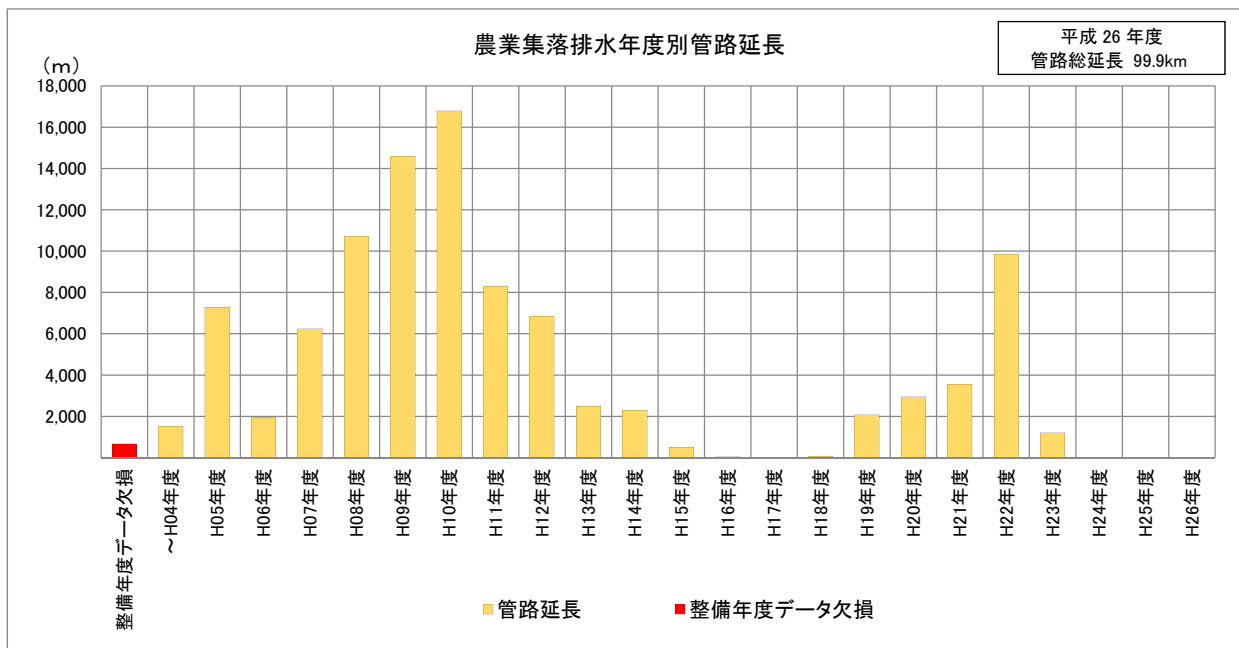


図 2-3-9 農業集落排水年度別管路延長

資料:城里町の実績データより

4 公共施設等の更新費の将来見通し

(1) 公共施設等に関する将来の更新費用の推計方法

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費用の推計については、試算ソフトを用いて、その算定基準に基づき推計し、調査年度から施設種別ごとに法定耐用年数を設定して更新費用を推計します。(表2-4-1~2)

※推計は、現在保有する公共建築物、上・下水道等が同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算することとします。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮しません。

※費用は概算なので、各種計画・統計・決算資料等とは異なります。

表 2-4-1 更新費用の推計方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	推計方法
公共建築物	無し	総務省の算定基準で推計(下表参照)表 2-4-3
道路	無し	総務省の算定基準で推計(平均値は町実績値)
橋梁	一部有り(城里町橋梁長寿命化修繕計画平成 27 年 3 月)33 橋実施済み	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表 2-4-4
上水道	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表 2-4-5
公共下水道	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表 2-4-6
農業集落排水	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表 2-4-6
公園	無し	総務省の算定基準で推計(平均値は町実績値)

表 2-4-2 法定耐用年数の設定

施設	更新年度	数量
公共建築物	60 年で建て替え(30 年で大規模改修) ※1	延床面積(m ²)
道路	15 年で舗装部分の更新(打換え) ※3	百万円/年(5 ヶ年平均値)
橋梁	60 年で架替え ※2	面積(m ²)
上水道	40 年で更新 ※2	延長(m)
公共下水道	50 年で更新 ※2	延長(m)
農業集落排水	50 年で更新 ※2	延長(m)
公園	遊具・照明等材質構造による ※3	百万円/年(5 ヶ年平均値)

※1：一般社団法人日本建築学会 ※2：法定耐用年数 ※3：5 ヶ年平均値(町実績値)

【推計条件】

○公共建築物(表 2-4-3)

・公共建築物の大分類ごとの単価に延床面積を乗じ、更新費用を算出する。

・更新の時期は、整備時から 30 年で大規模改修をし、60 年で建て替えとする。

表 2-4-3 公共建築物の更新費用単価

更新(建て替え)	
施設大分類	費用単価
町民文化系, 社会教育系, 行政系等施設	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/m ²
学校教育系, 子育て支援施設等	33 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²
大規模改修(上記の建て替え費用の 6 割前後※)	
施設大分類	費用単価
町民文化系, 社会教育系, 行政系等施設	25 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20 万円/m ²
学校教育系, 子育て支援施設等	17 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく

○橋梁（表 2-4-4）

・部材ごとの単価に橋梁の面積（㎡）を乗じ，更新費用を算出する。

・更新の時期は，整備時から 60 年とする。

表 2-4-4 橋梁の更新費用単価

更新	
部 材	単 価
PC 橋	42.5 万円/㎡
鋼橋	50.0 万円/㎡
RC 橋 その他	44.8 万円/㎡

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく

○上水道（表 2-4-5）

・管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じ，更新費用を算出する。

・更新の時期は，整備時から 40 年とする。

表 2-4-5 上水道の更新費用単価

配水管	
管 径	単 価
150 mm以下	97 千円/m
200 mm以下	100 千円/m
250 mm以下	103 千円/m
300 mm以下	106 千円/m
350 mm以下	111 千円/m

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく

○公共下水道，農業集落排水（表 2-4-6）

・管種ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じ，更新費用を算出する。

・更新の時期は，整備時から 50 年とする。

表 2-4-6 公共下水道，農業集落排水の更新費用単価

導水管/送水管	
管 種	単 価
コンクリート管	124 千円/m
陶管	124 千円/m
塩ビ管	124 千円/m
更生管	134 千円/m

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく



(2) 公共建築物の更新費の見通し

公共建築物については、更新年数（30年大規模改修、60年建て替え）と更新単価を用いて、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等と仮定した場合の今後40年間の公共建築物の更新費用を算定します。その結果、40年間の累計更新費用は約420.1億円、約10.5億円/年の平均更新費用が必要となり、年間30億円以上の更新が集中する年度は、平成56年度の見通しです。

更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、「既存更新分（既存施設の建て替え等の経費）」では約3.07億円、「新規整備分」「用地取得分」を含めると1年当たり約4.62億円となっています。今後、必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化を図ることで1年あたりのライフサイクル費用を縮減しながら、財政負担の平準化を図り、財源を確保していく必要があります。（図2-4-1）

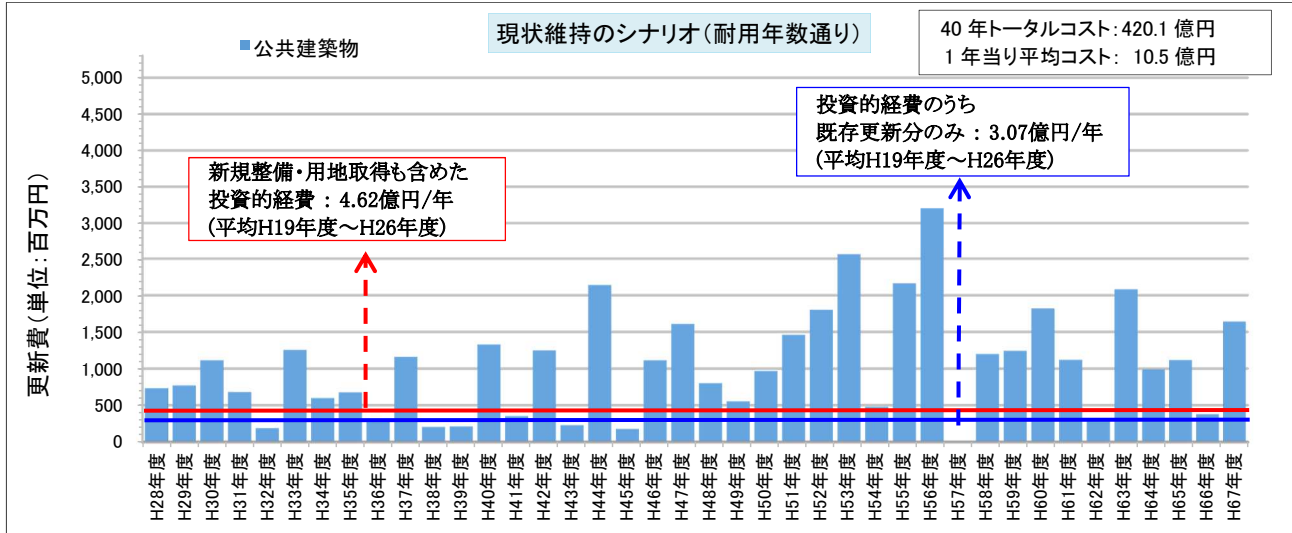


図2-4-1 公共建築物に関する将来の更新費用の推計

(3) インフラ施設の更新費の見通し

① 道路施設の更新費

道路については、「減価償却資産の耐用年数表（※1）」によると、舗装の法定耐用年数が15年ですが、これに基づいて舗装路面を15年サイクルで全面打換えすると、現状の管理水準と乖離した過大な更新費用となります。このことから、過去5年間の実績値に基づいて、1年当たり平均の更新費用を仮定します。また、交通量等により損傷の程度が大きく異なり、舗装の更新サイクルもそれに大きく影響されるため、城里町の実情に合わせた1年間の更新費用を求めることとし、道路に係る投資的経費の平均値を今後も充当可能な財源水準として図示しました。道路に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、城里町実績データから、「既存更新分」は約1.65億円となり、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約4.5億円となります。今後、道路の老朽化している部分について「既存更新分」の投資的経費の中で効率的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。（図2-4-2）

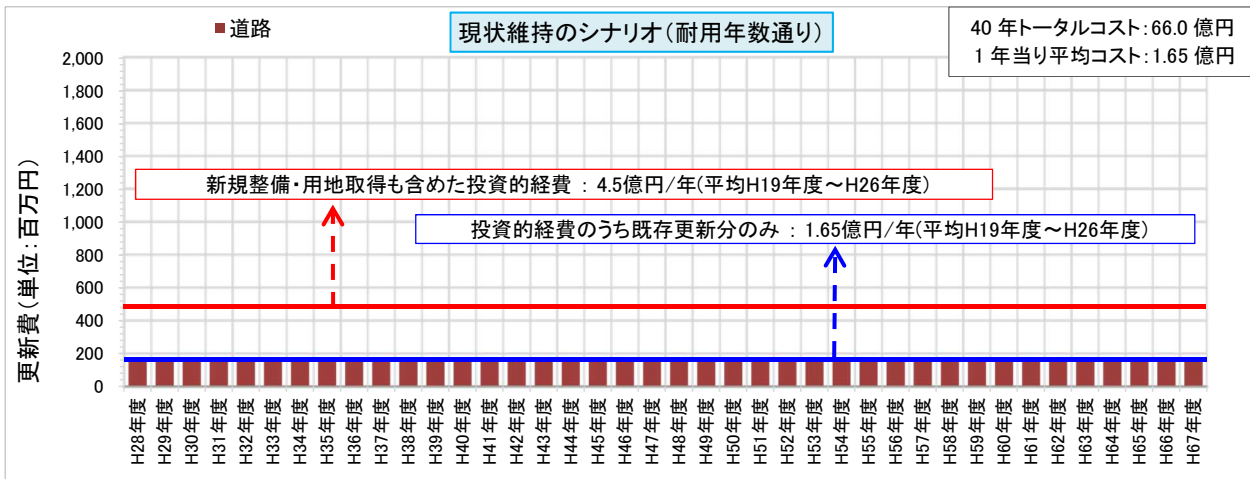


図2-4-2 道路に関する将来の更新費用の推計

※1) 参考資料: 減価償却資産の耐用年数表(国税庁より参照)

『舗装道路及び舗装路面』

15年・・・コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの

10年・・・アスファルト敷又は木れんが敷のもの

3年・・・ビチューマルス敷のもの

※ 整備年度データ欠損の為、投資的経費のうち既存更新分の平均にて計算した。

② 橋梁施設の更新費

橋梁については、城里町では平成27年3月に、「城里市橋梁長寿命化修繕計画」を策定していますが、その対象は全221橋のうち15m以上の37橋となっています。

更新費の算定は、全橋を網羅したライフサイクル費用算定が必要となることから、更新年数60年と更新単価を用いて、今後40年間の橋梁施設の更新費用を算定します。

橋梁の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、震災復旧期間を除いて、「既存更新分」は約0.2億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約0.22億円となります。

今後必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度もあることから「城里町橋梁長寿命化修繕計画等」を推進することにより、財政負担の平準化を図り財源の確保をしていく必要があります。（図2-4-3）

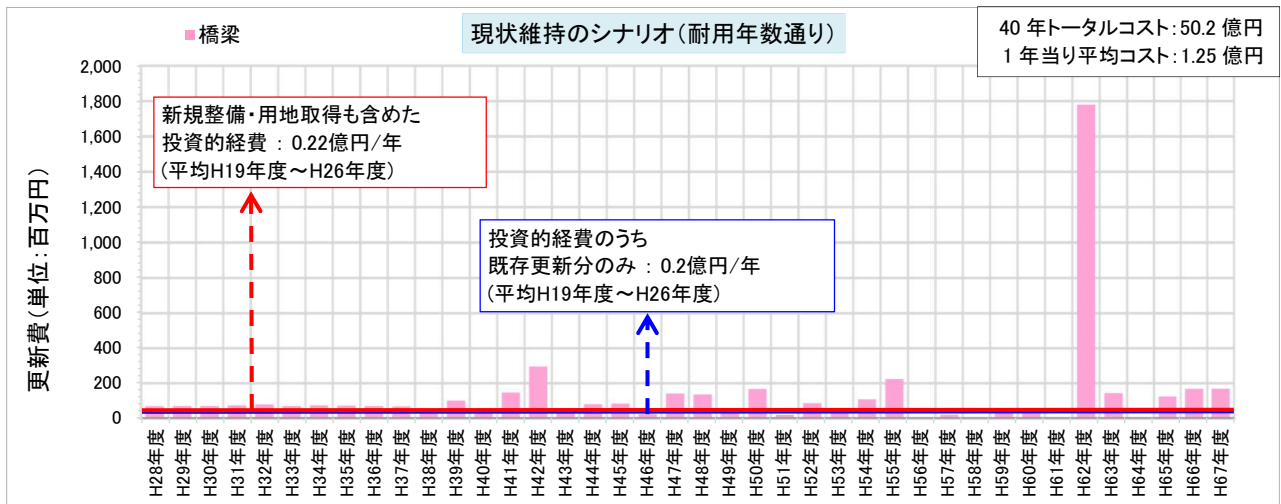


図 2-4-3 橋梁に関する将来の更新費用の推計

③ 上水道施設の更新費

上水道施設（管路）については、法定耐用年数の40年目に更新すると仮定し、今後40年間の上水道施設の更新費用を算定すると、累計更新費用は約356.6億円、1年あたり約8.9億円の更新費用が必要となり、平成45年度前後で更新時期が集中します。上水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、城里町実績データから、上水道施設に係る「既存更新分」が約0.78億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めると約2.1億円となります。今後、必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、施設の長寿命化を図ることで今後1年あたりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していくことが必要となります。（図2-4-4）

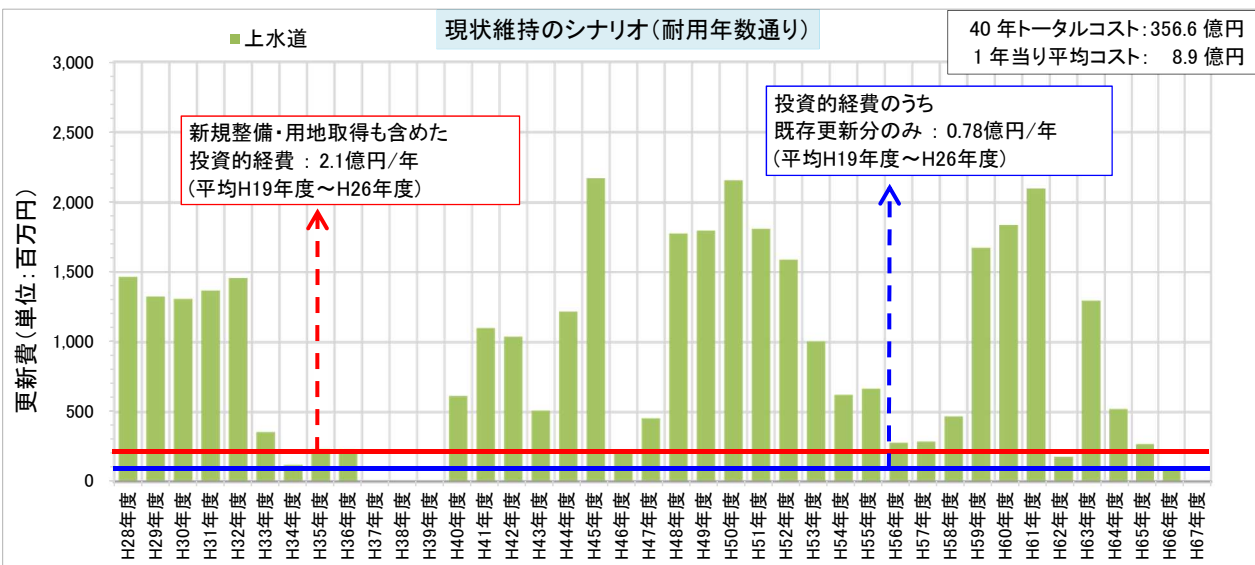


図 2-4-4 上水道施設に関する将来の更新費用の推計

④ 公共下水道施設の更新費

公共下水道施設（管渠）については、法定耐用年数の50年目に更新すると仮定し、今後40年間の公共下水道施設の更新費用を算定すると、累計更新費用は約95.8億円、1年当たり約2.4億円の更新費用が必要となり、平成57年度から更新費用が増加していきます。

公共下水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、城里町の実績データから、「新規整備分」「用地取得分」も含めて約3.77億円となります。今後、必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、公共下水道施設においても施設の長寿命化を図ることで今後1年あたりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。（図2-4-5）

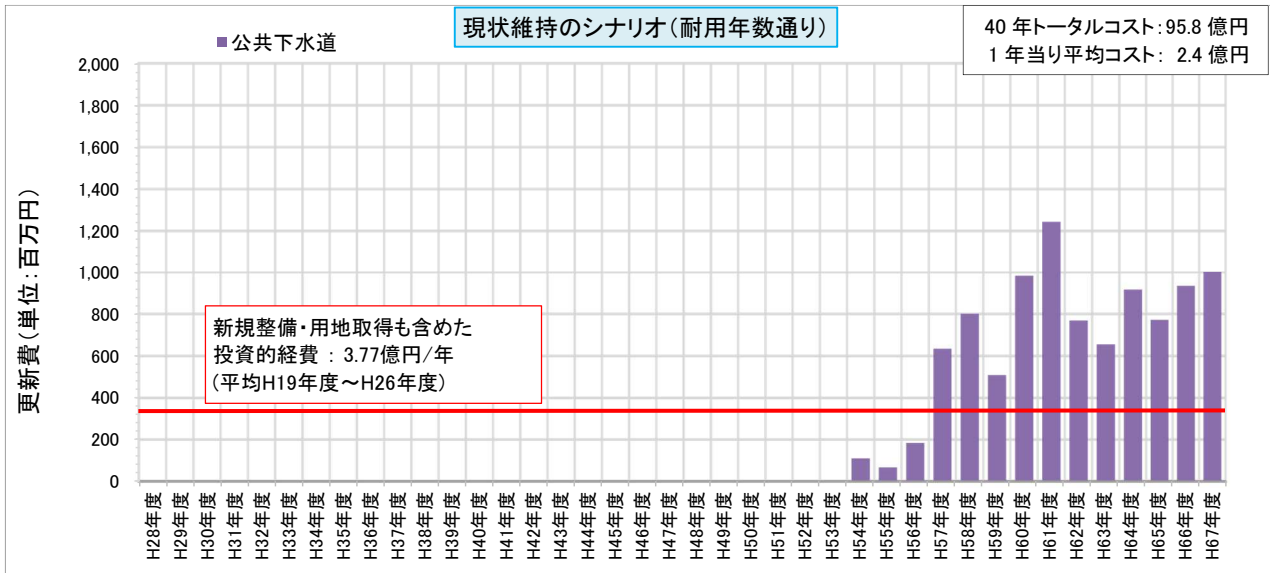


図2-4-5 公共下水道施設（管渠）に関する将来の更新費用の推計

⑤ 公園施設の更新費

公園施設では、遊具や照明設備など、材質や構造により、更新のサイクルが多種多様に異なっているため、過去の実績値から1年間の更新費用を仮定して推計します。更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、城里町の実績データから、「既存更新分」が約0.01億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約0.02億円となります。今後、公園施設については、施設の総量を適正規模にスリム化して安全に配慮し、遊具や設備等を総合的に管理しながら、計画的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。（図2-4-6）

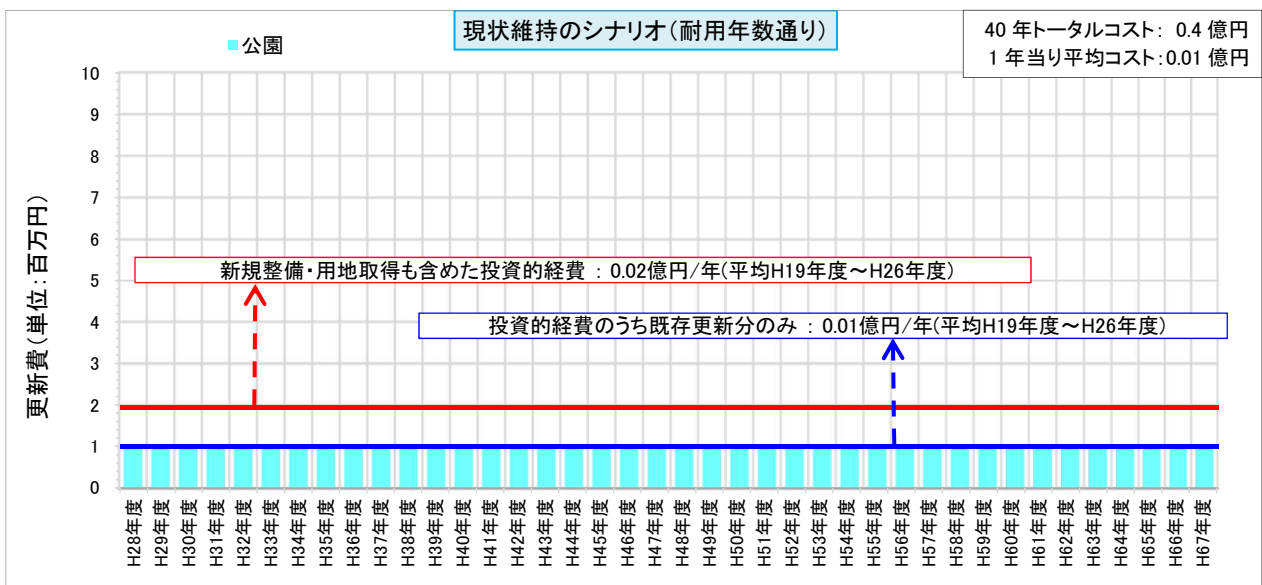


図2-4-6 公園施設に関する将来の更新費用の推計

※ 整備年度データ欠損の為、投資的経費のうち既存更新分の平均にて計算した。

⑥ 農業集落排水施設の更新費

農業集落排水施設については、公共下水道施設と同じことから更新年数 50 年と更新単価を用いて、今後 40 年間の農業集落排水施設の更新費用を算定すると、40 年間の更新費用は約 99.5 億円、1 年当たり約 2.5 億円の更新費用が必要となります。今後必要となる更新費用については、公共下水道施設と同様に、施設の長寿命化を図ることで 1 年あたりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。また、農業集落排水の処理施設について統廃合計画を検討していきます。(図 2-4-7)

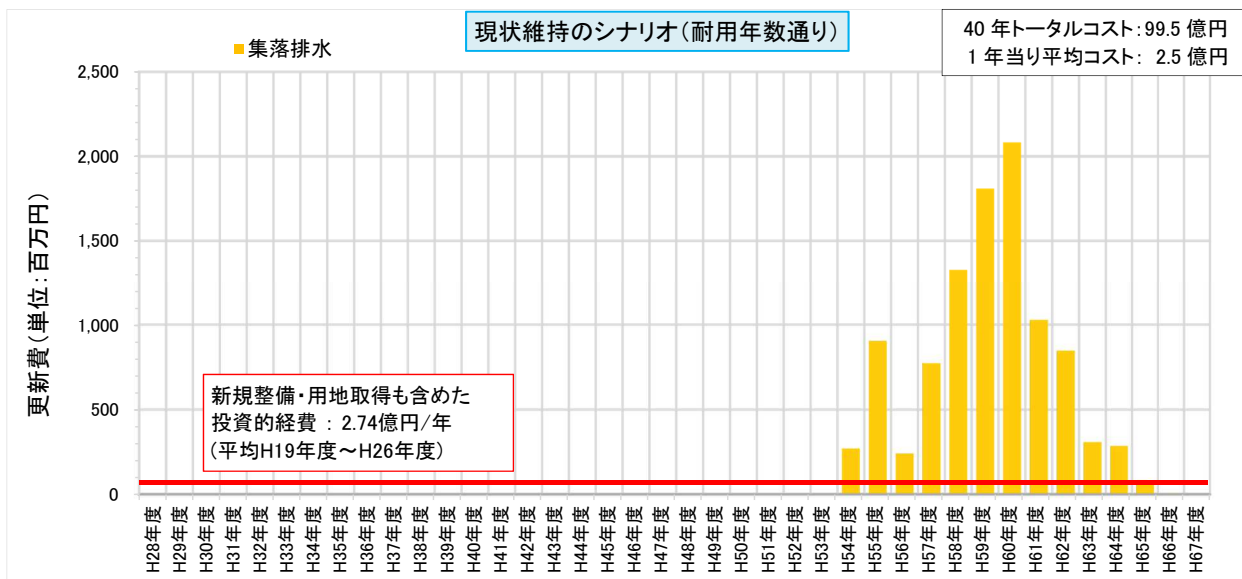
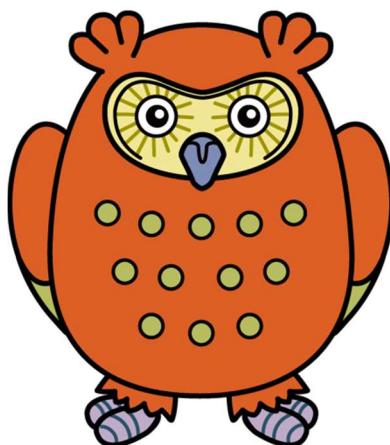


図 2-4-7 農業集落排水施設に関する将来の更新費用の推計



5 公共施設等の将来更新費と課題認識

(1) 公共施設等の更新費の全体の見通し

将来の公共施設等の更新費に充当可能な投資的経費の目安は、平成 19～26 年度における「既存更新分」に関する基本線は、約 5.71 億円となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めた投資的経費の基本線は、約 17.97 億円となっています。(図 2-4-8)

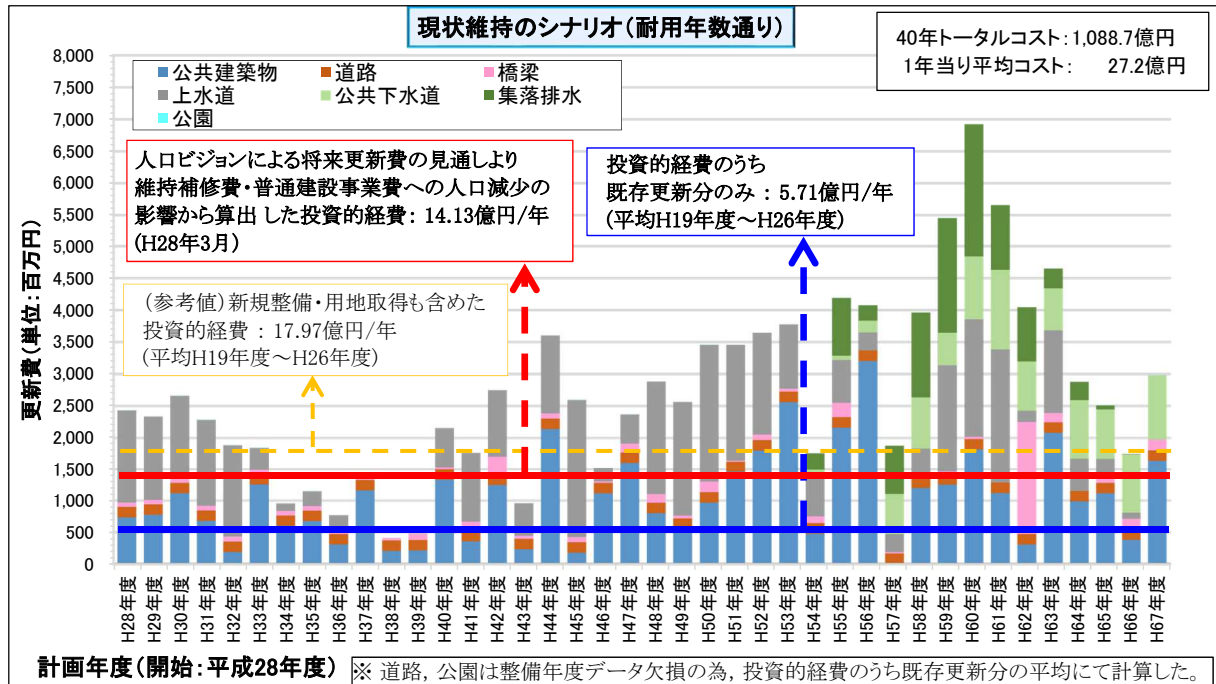


図 2-4-8 耐用年数通りに更新した場合の公共施設等の将来更新費用の推計

このように、今後 40 年間に発生する公共施設等の将来更新費の年平均は約 27.2 億円であり、「既存更新分」と「新規整備・用地取得」を含めた充当可能な投資的経費の基本線 17.97 億円を超過し、基本線に対して 1.50 倍 (=27.2 億÷17.97 億) の更新費が発生する見通しです。更新年度の調整により、年度予算の平準化を図る必要があります。

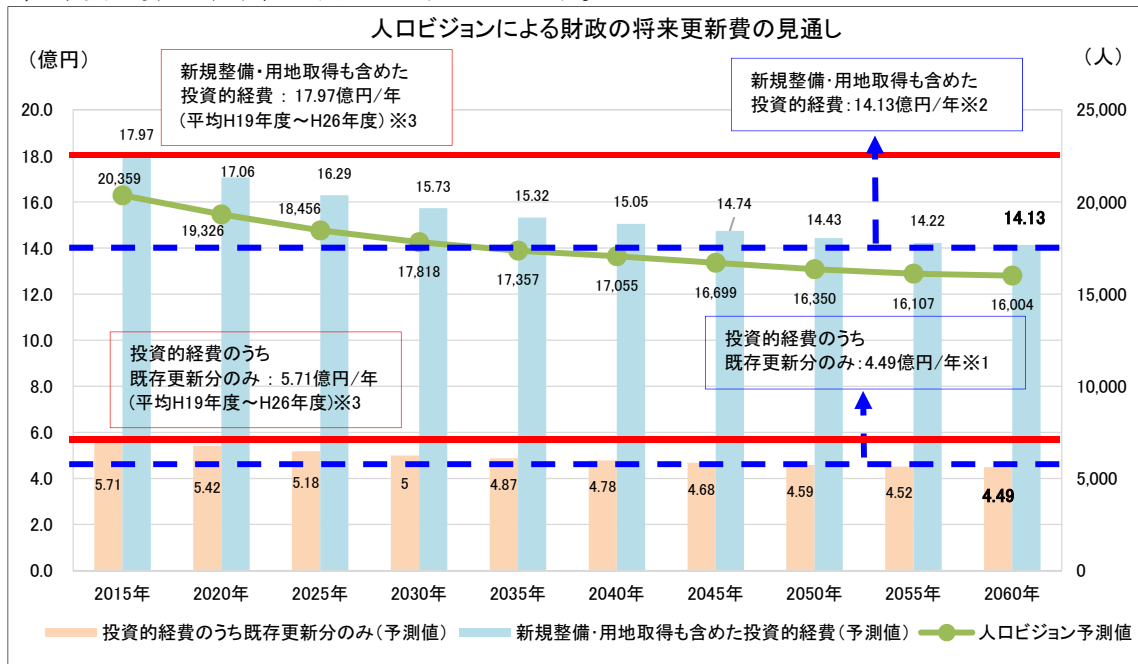


図 2-4-9 人口ビジョンによる財政の将来更新費の見通し

- ※1:実績平均値(5.71 億円)から、人口ビジョンの予測人口の割合で計算しました。(2015 年を基準とし、2060 年までの割合で算出)
- ※2:実績平均値(17.97 億円)から、人口ビジョンの予測人口の割合で計算しました。(2015 年を基準とし、2060 年までの割合で算出)
- ※3: H19 年度～H26 年度の実績平均値

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

1 基本的な管理の考え方

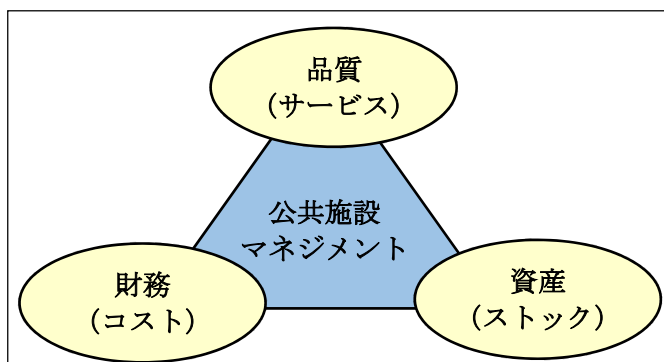
(1) 3つの視点と総合的な管理の考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、将来人口と財源の見通しを踏まえ、城里町の全庁的な取組みに加え、町民と行政の協働により、公共施設等の総合的なマネジメントを推進します。

①すべての公共施設等を町民の大切な資産と捉え、利用者の便益と公平な負担に配慮しながら、次の世代に受け継ぐ共有資産として、公共施設等を有効活用する仕組みの確立に向けて取り組みます。

②常に、公共施設等の総量を把握し、町民の安全を確保する観点から、公共建築物やインフラ施設による用途や性格の違いを考慮し、かつ、一定の周期で訪れる更新のサイクルを見据え、計画的なマネジメントに取り組みます。

③総合的な視点から、品質（老朽化に伴う機能低下、町民ニーズの対応等）、供給（公共建築物の延床面積の総量、集約・複合化の再配置等）、資産（将来更新費の低減、包括管理の民間委託等）の検討を進め、維持管理の最適化に取り組みます。



※参考:「公共施設マネジメントのあり方に関する調査研究報告(平成 25 年 3 月)」より調査研究:財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>

「公共施設マネジメント」を導入する必要性

すでに公共施設及びインフラ資産、特に上水管は老朽化している施設等の割合が高くなっており、全国的に少子高齢化時代を迎え、各自治体の税収の減少と扶助費の増加が見込まれる今日においては、継続して健全な自治体経営と公共サービスを維持していくために、保有する公共施設及びインフラ資産を総合的に把握し、財政運営と連動させて管理・活用するための取組みを導入する必要がある。

図 3-1-1 総合的な管理の視点

(2) ライフサイクルと計画的な管理の考え方

城里町の公共施設等の将来更新費用の試算と震災復旧期間を除いた投資的経費の比較によると、現在保有する公共施設等を安全に供用していくためには、中長期のライフサイクルのなかで適切に維持管理する必要があります。このため、個別施設のライフサイクルのなかに、定期的な点検・診断やその結果を踏まえた修繕対策、及び耐用年数に到達した施設の更新事業等を計画的に割り当てた長寿命化計画を策定していきます。

公共施設等が経年的に変化するなかで、品質の低下（老朽化した公共建築物や橋梁の機能不全等）や、供給の不足（公共建築物の空白域や道路の容量不足による渋滞等）を抑制するため、その点検、診断、維持修繕対策を適切な時期に実施して、各施設の経年劣化や機能不全を計画的に予防していきます。

今後、将来の人口や施設の利用率が経年変化するなかで、公共施設等の供給量について、利用者の需要に適切に対応しているかを見通しながら供給量の過不足が生じないように、公共施設等の総量を最適な水準に管理していきます。

人口減少による税収減と高齢化による義務的経費の増加が進んでいくなかで、公共施設等の投資的経費に充当できる財源の水準を踏まえ、公共施設等の管理を現状よりも効率的な手法に転換し、財政負担の軽減を図ります。公共建築物の複合化によるサービス向上や民間活力によるインフラ施設の包括管理により、投資的経費に対する財政負担の平準化を図ります。また、老朽化した未利用施設の解体に伴い、その跡地利用については民間活用の可能性を掘り起し、売却や貸付によって得た収入を改修・更新の財源に充てる方策を検討していきます。

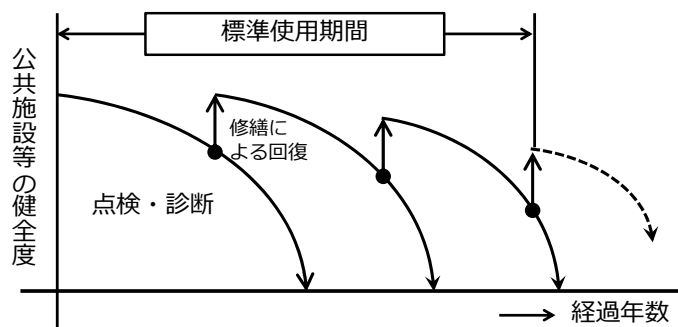


図 3-1-2 公共施設等の標準使用期間と点検、修繕による長寿命化（イメージ）

2 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等の総量と人口・財源の条件を踏まえ、将来にわたり施設サービスを継続的に提供していくには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコストを視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の状態監視を行い、それらをもとに中長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで、維持管理・更新を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力の更なる活用も検討します。

(1) 現状の課題と解決にむけた方向性

城里町公共施設等の現状の課題認識

- ① 公共施設等のすべてを重ねた将来更新費のピークに備え、更新時期を適切に分散させ、財政負担の平準化を図る。
- ② 公共建築物を集約・複合化、ワンストップサービスの利便性など施設の量からサービスの質へと転換し、既存施設の有効活用や機能の再配置を推進する。
- ③ 上水道・公共下水道・農業集落排水施設等のインフラ施設の点検・修繕等の計画的な更新費用の資金確保、老朽化対策などを行い、効率的なメンテナンスサイクルを構築する。
- ④ 将来の更新時期の集中に備え、上水道・公共下水道・農業集落排水施設、橋梁において、公共サービスを継続しながら長寿命化対策を計画的に進める。

基本方針（1）

★公共施設等の総量を減らす

- ・施設利用状況などを把握し、住民ニーズに沿った管理運営を図る
- ・公共建築物の同じ種類の集約、異なる組合せの複合化、多機能化を推進する
- ・非構造部材の耐震化により安全確保し、良質なサービス水準の維持保全する

基本方針（2）

★公共施設等の長寿命化を図る

- ・未策定の小規模で、手つかずの施設などを対象に、長寿命化計画を策定する
- ・施設健全度などを把握し、点検データの活用により予防保全型の管理を推進する
- ・点検・修繕・改修・更新等の中長期の管理サイクルを継続的に運営改善する

基本方針（3）

★公共施設の再編・有効利用を促す

- ・将来人口に即して、公共建築物の再配置、規模の適正化、機能の複合化を推進する
- ・未施設の跡地利用・転用等、民間活用を促し、収益を投資的などに補充する
- ・公共施設等の更新期間に合わせて借地を返却し、公有地への移転と有効利用を図る

基本方針（4）

★管理サイクルの強化体制を図る

- ・公共建築物の再編を推進し、横断的に再編の検討・実施を促す
- ・他部署間との連携強化を図り、公共施設等の管理サイクルを構築する
- ・城里町公共施設マネジメント推進会議を運営し、定期的の実施し見直し改善を図る

基本方針（5）

★各施設のコスト縮減努力を行う

- ・各所管課により、各施設の保全・再編・利活用に関する個別施設計画を策定する
- ・各施設の利用状況を評価し、公平かつ適正に見極め、コスト縮減を図る
- ・各所管課で、目標耐用年数等の個別の数値目標を設定し、コスト縮減努力を実践する

基本方針（6）

★持続可能に投資的経費を平準化する

- ・人口減により財政縮減等、次世代へのしわよせを避け、平等な負担方式で運用する
- ・近未来に更新・改修時期が集中することに備えて、更新・改修の基金等の準備する
- ・公共施設の更新時期を調整し、持続可能な投資的などの経費の平準化を図る

（2）総合計画との整合性

「第2次城里町総合計画」を平成28年3月に策定しました。

城里町のまちづくりの方向づける城里町の最上位計画であり、戦略的な推進施策や地区別の特性をふまえた個別施策と整合するように、公共施設等の管理に取り組みます。

今後、各ゾーンの土地利用や生活環境の変化、住民ニーズの変化、各地区が抱える課題対策など、城里町まちづくり基本目標と整合するように公共施設等の管理に取り組みます。

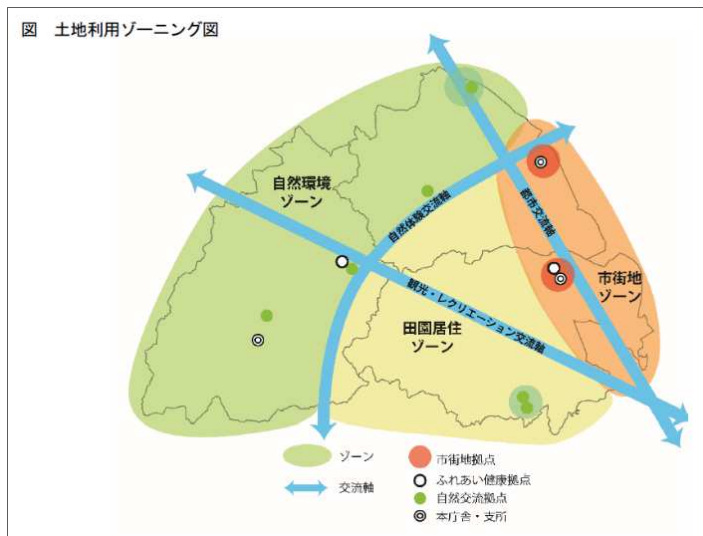


図 3-2-1 土地利用ゾーニング図

資料:第2次城里町総合計画より

（3）財政計画との整合性

少子高齢化により、扶助費等の義務的経費が増加するに伴い、大規模改修や更新に充当できる投資的経費をより一層圧縮する状況が予想されることから、公共施設等の管理コストの縮減に取り組みます。

今後、人口ビジョン・財政計画などの見直し状況に即して、公共建築物の再配置・跡地の活用やインフラ施設の維持管理の効率化を図り、財政の制約のなかで適正な管理に取り組みます。

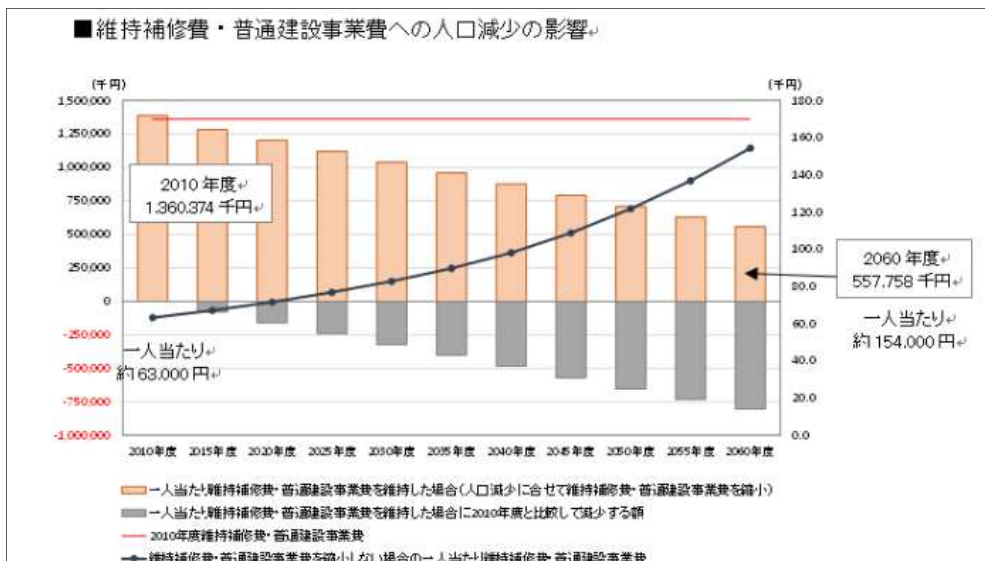


図 3-2-2 維持補修費・普通建設事業費への人口減少の影響

資料:城里町人口ビジョンより

(4) 学校適正化との整合性

「城里町教育振興基本計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しました。

基本理念で、新たに「公共の精神」・「伝統と文化の尊重」など、現代社会において重要と考えられることや、教育に関する基本的な理念として、「生涯学習社会の実現」・「教育の機会均等」が規定されました。

児童生徒数の人口増減に伴い、学校教育施設の規模や配置を見直す際には、児童生徒の教育環境を考慮して、学校施設の適正配置に努めます。

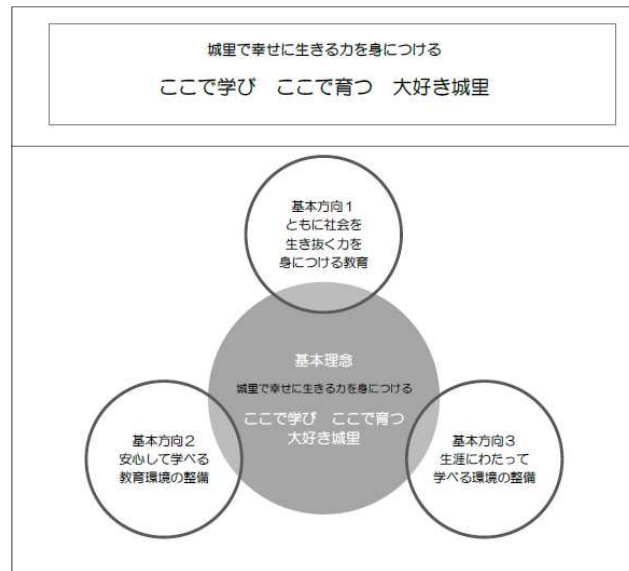


図 3-2-3 城里町教育振興基本計画の基本理念

資料:城里町教育振興基本計画より

(5) 施設適正配置との整合性

公共施設等の再編について、複合化や利活用の方向性を定めたものであり、公共施設等の大規模改修や更新にあたり、既定の方針として準拠し、延べ床面積の削減を着実なものとしします。

今後、都市マスタープランの改定、居住誘導地域や都市機能誘導地域を設定する立地適正化計画の策定等が行われる際には、人々の活動が集積するエリアを考慮して、公共施設等の管理に取り組みます。

(6) 耐震化計画との整合性

町有特定建築物について、施設の廃止・旧耐震化済等を考慮した耐震化率は、約 86.6% (= 100 - {68 棟 ÷ 509 棟 × 100}) となっております。今後も町有特定建築物の耐震化率 100% を目指します。

今後、大地震の発生により法律（耐震基準制度）が見直された際に、公共施設等の現状において最新の耐震基準に適合しているか見直し、公共施設等の安全確保に取り組みます。また、公共施設等については、通常時には利用者の安全確保をし、災害時には防災拠点や避難所などとしての機能が求められるものです。

(7) 生活環境・定住施策との整合性

城里町に移住定住を考える人が、医療や子育ての生活環境に資する公共建築物の管理において、健全なサービスの水準を維持し、更新や大規模改修の実施において、優先順位に配慮します。

少子高齢化の動向や地区別の密集度合いをふまえ、公共施設等のサービスや施設の規模が地域に適合しているか見直し、公共施設等の管理に取り組みます。

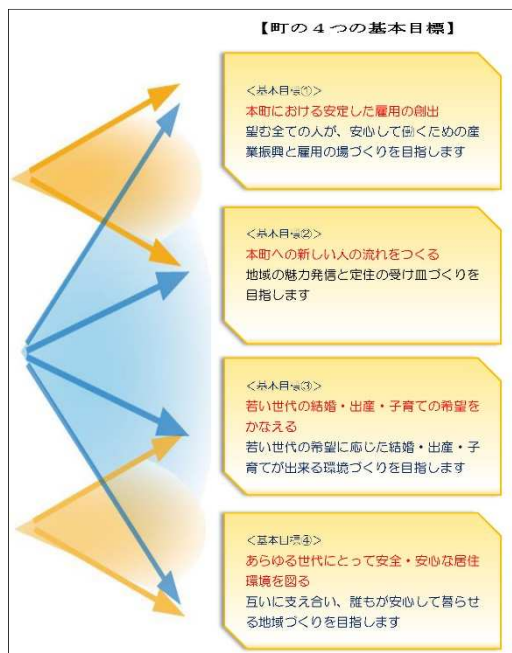


図 3-2-4 町の4つの基本目標

資料:城里町創生総合戦略策定に係る若者住民対象意識調査結果より(平成27年10月)

(8) 長寿命化の整合性

公共施設等については、計画的な点検・診断等を踏まえるとともに、経年変化の状況や利用需要等の客観的な評価します。これらを継続的に利用が見込まれると判断させる施設については、期待される耐用年数までの使用可能とするため、「予防保全型の維持管理」を徹底するなど、効果的かつ計画的な保全措置を講じながら、ライフサイクルコスト (LCC) の低減も視野に入れた長寿命化を推進します。これより全ての公共施設等に関する長寿命化計画を策定していきます。また、新設については、中長期的なライフサイクルコストで事業化を検討することとし、なるべく長寿命化に資する新工法等を採用し、長寿命化計画と財政計画を連動することで、改修費等の財政負担の軽減と平準化を行います。

3 目標設定に関する基本方針

(1) 数値目標の設定

城里町の将来人口は、人口ビジョンの予測によれば、今後45年先には2割以上人口減少するという予測であり、さらに人口減少に伴う町民税収減少も見込まれることから、それらを基に算出すると、今後の財源確保は厳しい数値となってしまいます。生産年齢人口の減少は町民税収を減少させ、高齢化に伴う義務的経費の増大は、公共施設等の投資的経費を圧迫することから、居住定住施策や子育て支援の対策を推進し、将来人口を維持する取組が求められます。シナリオ別に公共施設等の将来更新費を見通すため、公共建築物の再編推進により延床面積の約2割削減とインフラ施設の長寿命化に加え、更新・大規模改修の対策時期を調整し、年度予算を平準化した場面を想定した数値実験を行いました。その結果、公共施設等の再編と長寿命化さらに予算の平準化の取組を実践したとすると、将来更新費を基本線に近づけて財政負担の軽減が可能となる見通しが得られました。

下記の数値目標は、公共施設等の総量を適正化するために最も効果的な数値を設定しています。この他、中長期の財源調達に備えて、各所管課の取組のなかで、公共施設等の耐用年数に着目し、各所管の数値目標として掲げることも課題です。また、借地の公共施設等の総量を把握し、公有地等を利活用などすれば、本来必要ない支出を最小化する取組においても、数値目標を掲げることが課題となります。

★ 数値目標（1）公共建築物の総量削減

将来人口の減少に即して、公共建築物の再編、集約・複合化、統合・廃止を実践し、今後30年間で延床面積の総量を2割スリム化する。

★ 数値目標（2）インフラ施設の長寿命化

予防保全による長寿命化、利用状況と将来需要に見合った更新対策及び新設抑制により、投資的経費を2割コスト縮減する。

(2) 更新シナリオ・シミュレーション

解決にむけた更新シナリオの段階的な導入

●シナリオ 0

基本ケースの導入 ⇒図 3-3-1

- ・法定耐用年数通りに更新した場合の将来更新費

●シナリオ 1

長寿命化ケースの導入 ⇒図 3-3-2

- ・公共建築物とインフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費

●シナリオ 2

長寿命化を平準化したケースの導入 ⇒図 3-3-3

- ・対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費

●シナリオ 3

長寿命化の平準化かつ、公共建設物の延べ床面積一律20%削減ケースの導入 ⇒図 3-3-4

- ・一律20%削減し平準化した場合の公共施設等の将来更新費

《シナリオ0》基本ケースの導入

・法定耐用年数通りに更新した場合の将来更新費

課題の解決にむけた基本ケースのシナリオとして、法定耐用年数通りに更新した場合の将来更新費を推計します。図 3-3-1 耐用年数通りに更新した場合の公共施設等の将来更新費の推計を計算した結果を示し、これを見ると、新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源水準を超過しており、ピーク時期は平成 60 年度で、将来の投資的経費（約 14 億円）から見ると約 4.5 倍（65 億円）の投資的経費が必要だと読み取れます。

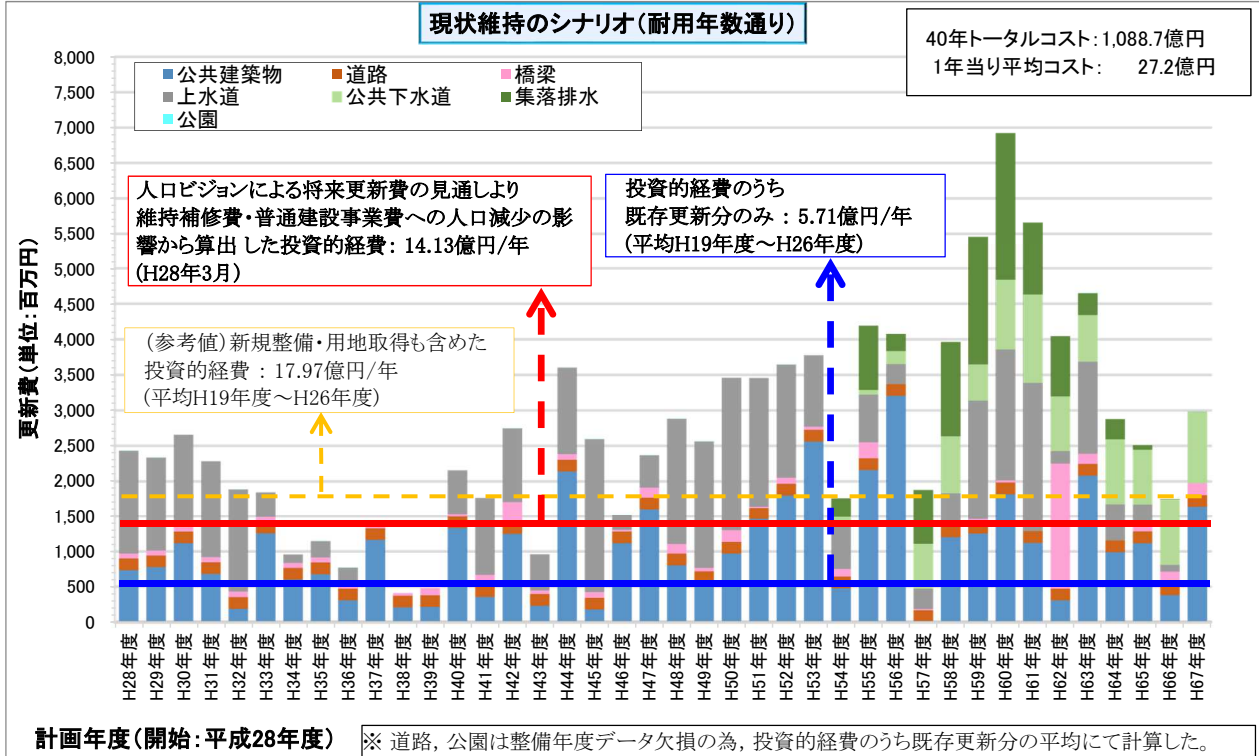


図 3-3-1 現状維持のシナリオ(耐用年数通り)

《シナリオ 1》長寿命化ケースの導入
 ・公共建築物とインフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費

1つ目のシナリオとして、公共建築物はコスト減縮努力として、延床面積1,000㎡以上の大規模な建築物を対象にし、インフラ施設の投資的経費を2割コスト削減するという数値目標を考慮した長寿命化に着目します。公共建築物の総数は、509棟で、延床面積約12.0万㎡です。規模別にみると、延床面積1,000㎡以上の施設は35棟で、延床面積は7.3万㎡(60.6%)に相当します。また、インフラについては、耐用年数の延命化として、概ね約30%増した目標耐用年数として、次のような条件で仮定しました。

- 公共建築物は1,000㎡以上の大規模な建物を対象に、さらに長寿命化を推進し、70年で建替え、35年で大規模改修をすると設定する。
- インフラは標準耐用年数(※1)を基に、さらに長寿命化を推進し、橋梁(75年)・上水道(60年)・公共下水道と農業集落排水(65年)をすると設定する。(※1(18ページ,表2-4-4~2-4-6参照))

公共建築物とインフラ施設の長寿命化を図った数値シミュレーションを実施します。長寿命化する目標再利用年数は、課題の解決にむけた1つ目のシナリオとして、図3-3-2公共建築物とインフラを長寿命化した場合のシナリオの推計した結果を見ると、更新費が削減されておりますが、インフラの公共下水道と農業集落排水は更新時期が、長寿命化により延命したことで、40年後に到来することがわかります。

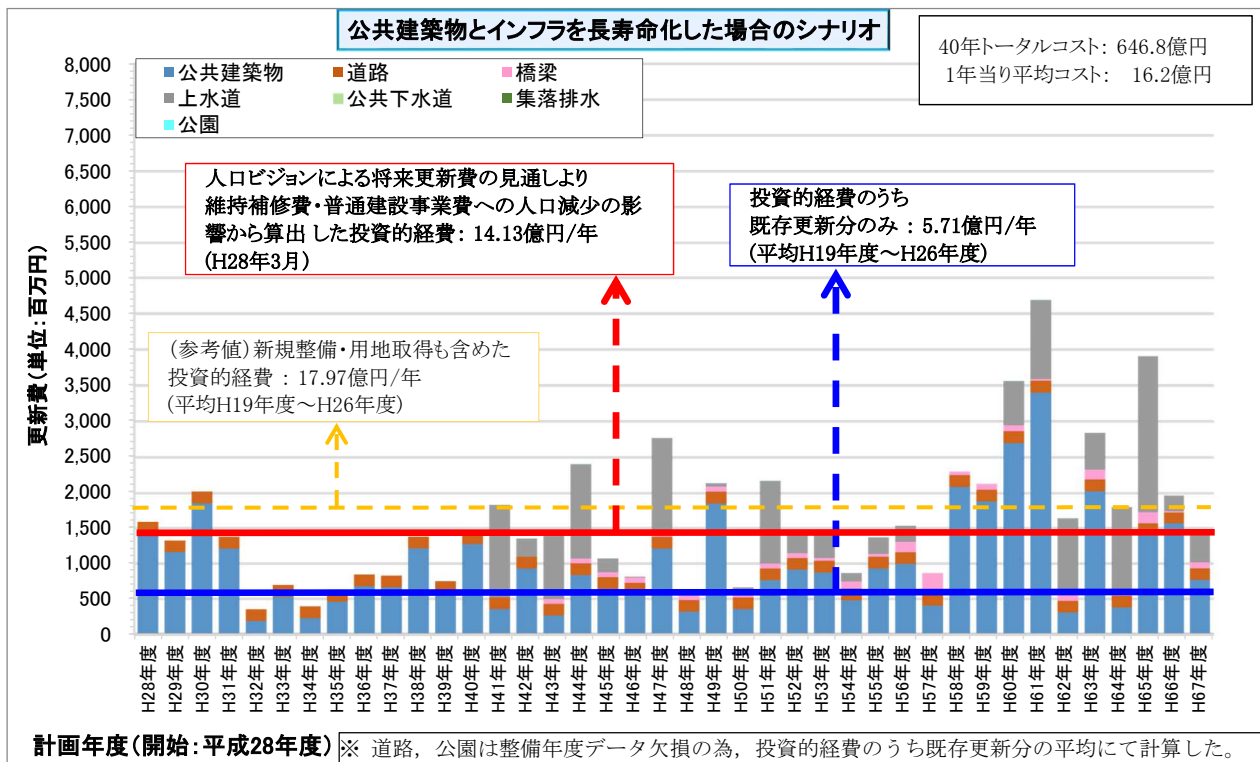


図3-3-2 公共建築物とインフラを長寿命化した場合のシナリオ

施設	法定耐用年数	長寿命化耐用年数
公共建築物	60年で建て替え(30年で大規模改修)	70年で建て替え(35年で大規模改修)
道路	15年で舗装部分の更新(打換え)	-
橋梁	60年で架替え	75年
上水道	40年で更新	60年
公共下水道	50年で更新	65年
農業集落排水	50年で更新	65年
公園	遊具・照明等材質構造による	-

インフラ施設の
 耐用年数比較表
 (参考)

1, 公共建築物の長寿命化
 日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」から、条件により70年程度を目標耐用年数と設定することができることから、更新年数を算定基準である60年から70年に長寿命化したパターンについて試算します。

2, インフラ施設の長寿命化
 橋梁については、「城里町長寿命化修繕計画」、上・下水道については、厚生労働省「上水道のアセットマネジメントの手引き」、国土交通省監修「下水道事業の手引き」等から、目標耐用年数を設定します。これにより橋梁は、更新年数を算定基準の60年から75年、上水道は、更新年数を算定基準の40年から60年、下水道は、更新年数を算定基準の50年から65年に長寿命化したパターンについて試算するものとします。

《シナリオ 2》長寿命化を平準化したケースの導入
 ・対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費

2つ目のシナリオとして、長寿命化ケース（1つ目のシナリオ）から平準化した数値シミュレーションを実験します。耐用年数から前倒し3年の許容範囲で、更新時期を最適に調整することにより、年度予算を平準化した将来更新費の計算結果を示します。これにより、公共施設等の更新に関するピーク時期を山崩しすることで、年度毎の更新費が一定の水準に平準化されています。しかし、将来更新費を平準化したとしても、新規整備と用地取得を含めた投資的経費の充当可能な財源が、ほぼ全体的に不足しています。さらなる公共施設等の総合的かつ計画的な管理の取組を着実かつ効果的に実践していく必要があります。

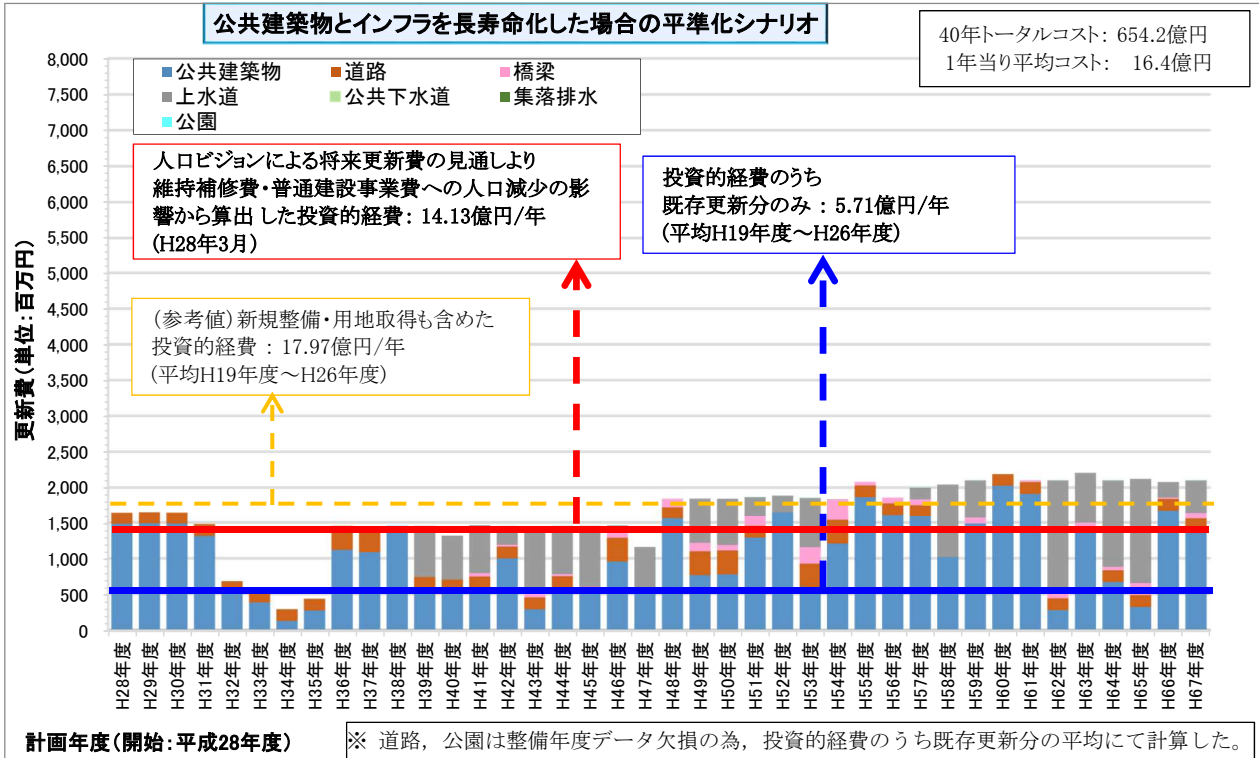


図 3-3-3 公共建築物とインフラを長寿命化した場合の平準化シナリオ

《シナリオ3》長寿命化の平準化かつ、公共建築物の延べ床面積一律 20%削減ケースの導入
 ・一律 20%削減し平準化した場合の公共施設等の将来更新費

3つ目のシナリオとして、2つ目のシナリオに加えて、公共建築物はコスト削減努力として棟毎に一律延べ床面積を 20%削減すると、公共建築物の総量削減を今後 30 年間で延べ床面積の総量を 2割スリム化する数値目標を考慮した長寿命化に着目し、次のような条件で仮定しました。

●公共建築物の総数 509 棟，延床面積約 12.0 万㎡を棟毎に延べ床面積を一律 20%削減設定する。

さらに一律 20%削減シナリオを設定することにより，将来の更新費を計算した結果を示します。これによりシナリオ2における，新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源が不足する年度が，公共建築物の一律 20%削減により，さらに平準化の山崩しができ，更新費用が投資的経費の基本線の許容範囲内で平準化できる結果となりました。また，図 3-3-3 と比較すると，一年当たり平均コストも約 2 億円削減できた結果となっています。しかし，公共建築物の延べ床面積を一律 20%削減し，公共施設等の更新も延命化したことで，中長期の視点から更新財源を確保して計画的に対処することが課題です。

このように，出来る限り将来更新費を平準化したとしても，新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源が不足する時期が平成 57 年度以降に現れます。今後，効果的な更新時期・目標耐用年数など中長期的に見直しを図り，公共施設等の総合的かつ計画的な管理により，長寿命化を推進する必要があります

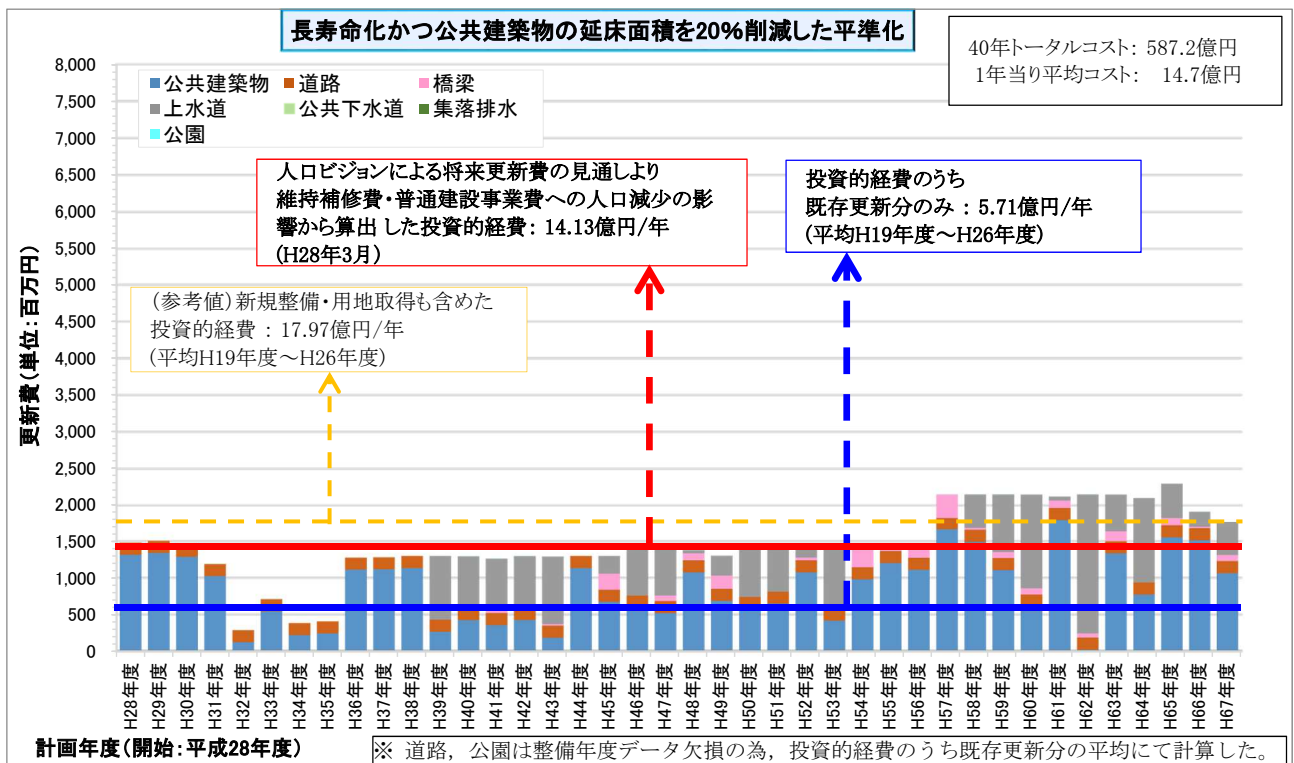


図 3-3-4 長寿命化かつ公共建築物の延床面積を 20%削減した平準化

本計画におけるシナリオ3の更新コスト・シミュレーションでは，更新時期が早期に訪れて財政へのインパクトが大きい公共建築物を対象に，コスト削減において効果的な公共施設等で，延べ床面積を一律 20%削減しスリム化に着目しました。また，法定耐用年数通りのシナリオ0で更新の集中が訪れる順序をみると，上水道，農業集落排水，公共下水道管渠が財政に大きな影響を及ぼします。

今後 40 年先の中長期的な計画になりますが，本計画のローリングにあわせて，効果的な個別施設を対象に着目して，単価と耐用年数を詳細に見直して財政負担の平準化を図ることが必要となります。また更新単価等は，物価・消費税率の変動など時代ニーズに伴い変動するため，計画期間を通じた単価の数値目標を設定することは困難です。しかし公共施設等の耐用年数については，長寿命化の目安として目標耐用年数の数値目標を掲げることが可能です。

インフラ施設は、施設の規模や耐久性のある材質や安全管理の水準等の特性が異なります。一律の目標耐用年数を掲げることは不可能ですが、各所管課において個別施設の長寿命化計画を策定するなかで、目標耐用年数を設定することは可能です。

そこで、各所管課が管理する公共施設等は、規模や高耐久材等のコスト縮減に効果的な施設に着目して、個別計画を策定し長寿命化を継続的に実践することが、全庁的に成果を上げるためには重要となります。

4 取組方法

公共施設等の総量と人口・財源の条件を踏まえ、将来にわたり施設サービスを継続的に提供していくには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代に引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコストを視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の状態監視を行い、それらをもとに中長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで、維持管理・更新を計画的に実施します。また、これらの取組を効果的に推進していくため、民間活力の更なる活用も検討します。

(1) 保全に関する基本方針

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器など様々な素材で構成され、それぞれ目的と機能を持っています。それらの部材や設備は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。そのため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる状態を切れ目なく保持するために、定期的な点検・診断等を実施します。

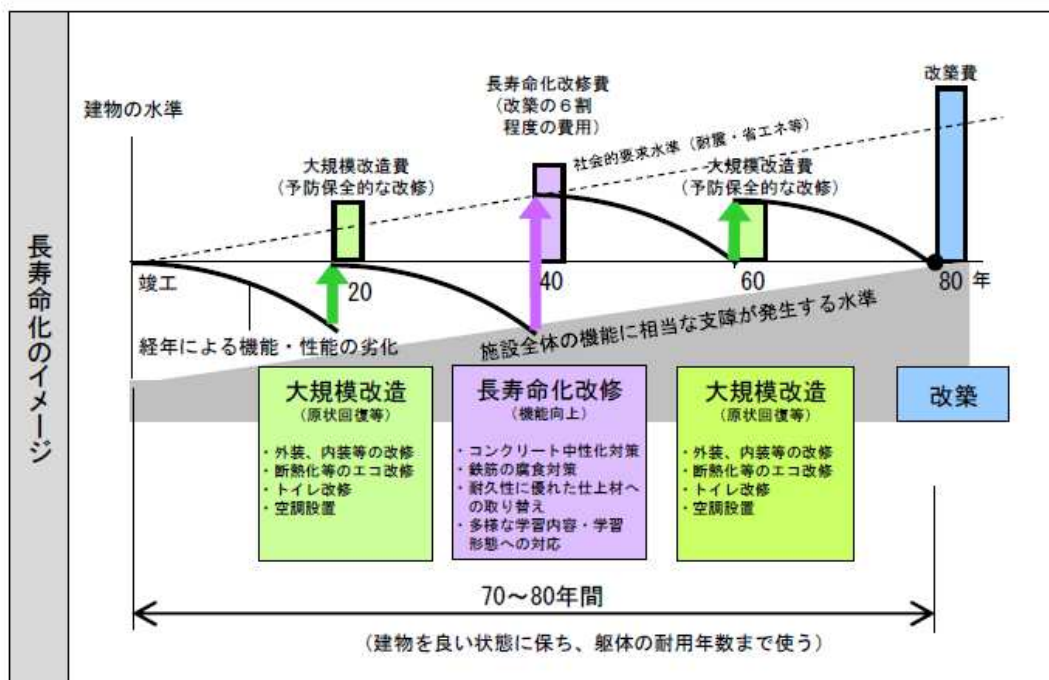


図 3-4-1 学校施設の長寿命化イメージ(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」平成 27 年 4 月)

②維持管理・改修・更新等の実施方針

すでに、橋梁長寿命化修繕計画等の各所管による個別施設の長寿命化計画を策定している場合は、点検・診断等の状態に即して優先順位を検討し、補修・大規模改修・更新等の事業を適切な時期に実施していきます。

今後、長寿命化計画を策定する個別施設においては、各施設の役割や劣化傾向等の特性を踏まえ、状態監視型や時間計画型等の適切な保全計画を策定します。日常的な巡回目視や町民からの通報等により把握した不具合に対応するため、城里町と指定管理者等が役割を分担し、速やかに対応し安全確保できる体制を構築します。

③保全の統一基準や包括発注・同時施工によるコスト削減の取組方法

合併の経緯から同じ種類の施設においても、個別の施設によって、清掃や設備の保守や日常の修繕等の維持保全の水準が異なり、民間事業者へ委託する場合の発注方式や積算額に一貫性が不足しています。公共建築物や公園施設において、複数の所管課のなかで維持保全活動の統一基準を調査検討し、安全に配慮した管理水準の確保と同時に、日常の維持保全コストの削減努力に取り組みます。更新時に、近隣地区や同じ工種の包括的な同時施工・一括発注により、現場管理費・足場の仮設費等の工事費を削減します。

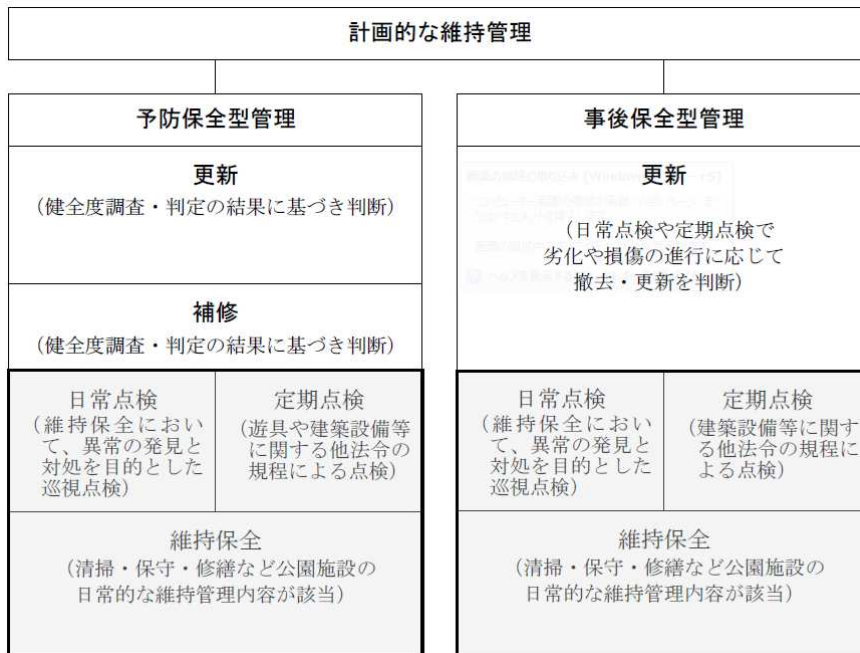


図 3-4-2 計画的な維持管理の方式(国土交通省都市局「公園施設長寿命化計画策定指針」平成 24 年 4 月)

④長寿命化の取組み方針

点検・診断等を踏まえ、老朽化や利用状況等を評価し、適切なメンテナンスサイクルを設定したうえで、耐用年数までの供用を可能とする長寿命化の対策工法を適用するような個別施設の長寿命化計画を策定します。この保全計画が未定の個別施設について、早期に長寿命化計画を策定し、全庁的な管理の取組みを展開します。

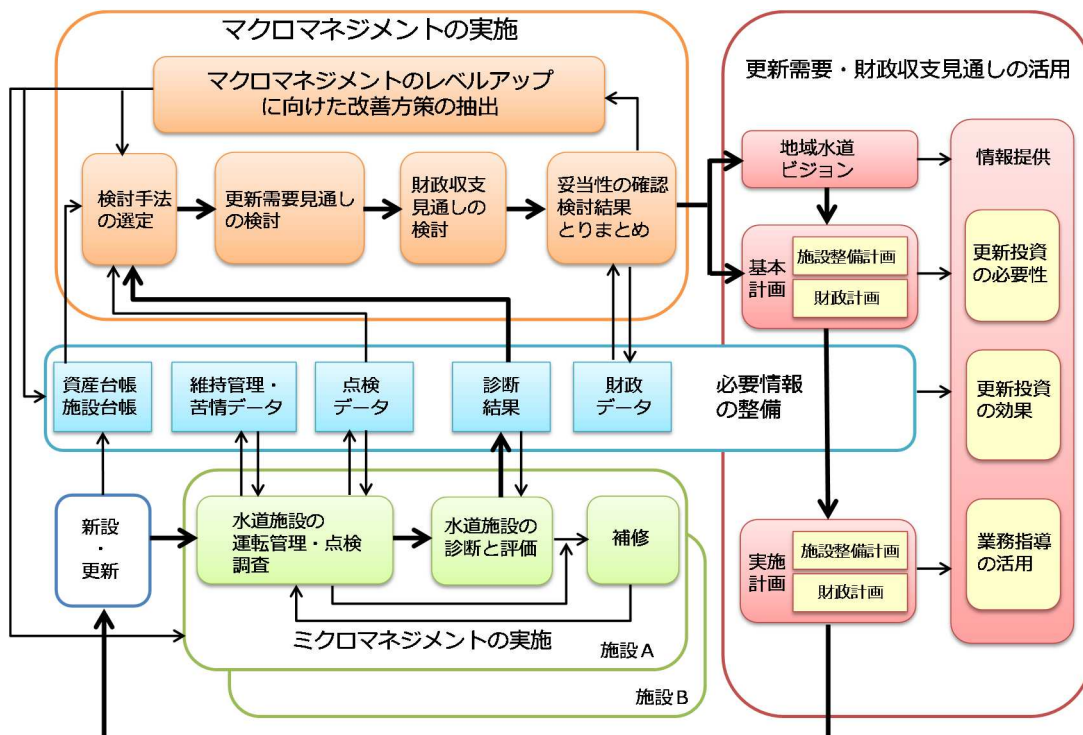


図 3-4-3 公共施設等の維持管理サイクル(水道施設の例示, 厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」より)

(2) 利活用・再編に関する基本方針

①集約・複合化の可能性検討

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、集約・複合化によるサービス向上と管理コストの節約の可能性を検討します。同じ種類の施設の集約、異なる施設による複合化の合せについて、施設再編のシナリオを検討します。少子高齢化が進む地区や更新時期が近づいた施設を対象に、モデルケースを検討し段階的な手順を踏んで進めます。

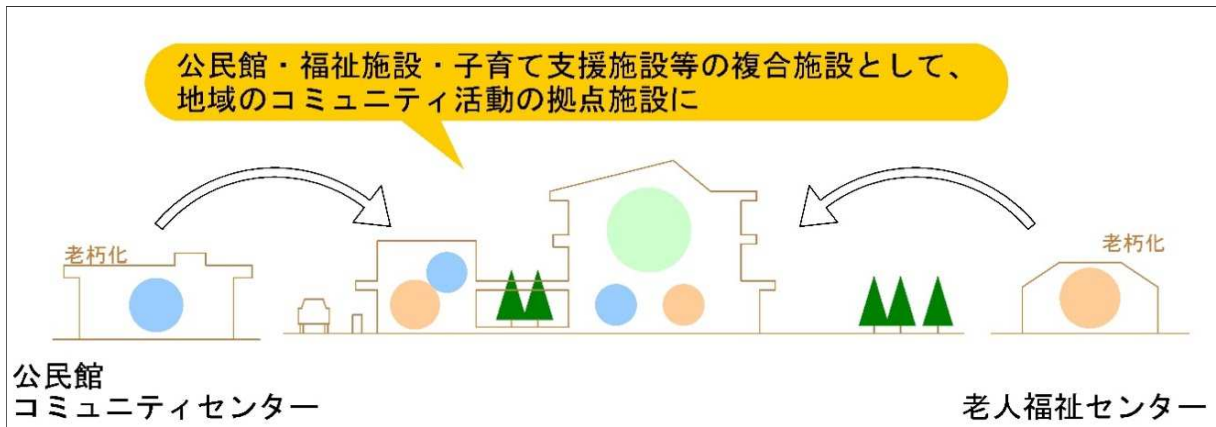


図 3-4-4 公共施設の複合化・多機能化イメージ
 (「学校施設の老朽化対策について」文部科学省資料より)

②配置・規模の適正化計画の浸透方法

公共建築物の再配置や公園施設等の規模の適正化について、更新時期を捉えて施設の利用状況を把握し、現状の配置と規模を見直して建物とサービスのあり方を方向づける適正化の基本計画(案)を作成します。現状の利用者のニーズと今後の利用形態をふまえ、再編の基本的な考え方を周知・浸透させて、地区別の住民説明による意識啓発と事業化にむけた合意形成に取り組みます。

	事業の実施前	事業の実施後	説明
集約化事業	<p>公民館A (延床面積：200)</p> <p>公民館B (延床面積：200)</p>	<p>廃止</p> <p>集約化後施設 (延床面積：350)</p>	<p>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</p>
複合化事業	<p>保育所 (延床面積：200)</p> <p>高齢者施設 (延床面積：200)</p>	<p>廃止</p> <p>複合施設 (延床面積：350)</p>	<p>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する</p>
転用事業	<p>学校</p>	<p>高齢者施設</p>	<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</p>

図 3-4-5 公共施設最適化事業債の支援制度(平成 27 年 5 月経済財政諮問会議の総務省資料より)

③民間活力の活用方針

今後、公共施設等を持続的に運営するには、行政の直営だけでは費用対効果に限りがあるため、一部又は全ての施設運営を民間に委託し、より効率的な管理手法の可能性を検討します。民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる場合は、民間活力による施設の複合化を推進するなど、公民連携の手法を積極的に取り入れる仕組みを確立します。そのため、指定管理者制度の更なる活用、包括的民間委託、PFI等の導入について検討し、民間のノウハウと資金力を活用します。

※ PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

- 1) 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。
- 2) PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。
- 3) 我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。
- 4) 英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めています。

資料:内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)より

④未利用・遊休資産の利活用方針

城里町が保有している土地や建物の未利用資産及び遊休資産は、民間企業の利活用について有望な利活用の方向性を検討したうえで、売却や貸付を促し、その収益を公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

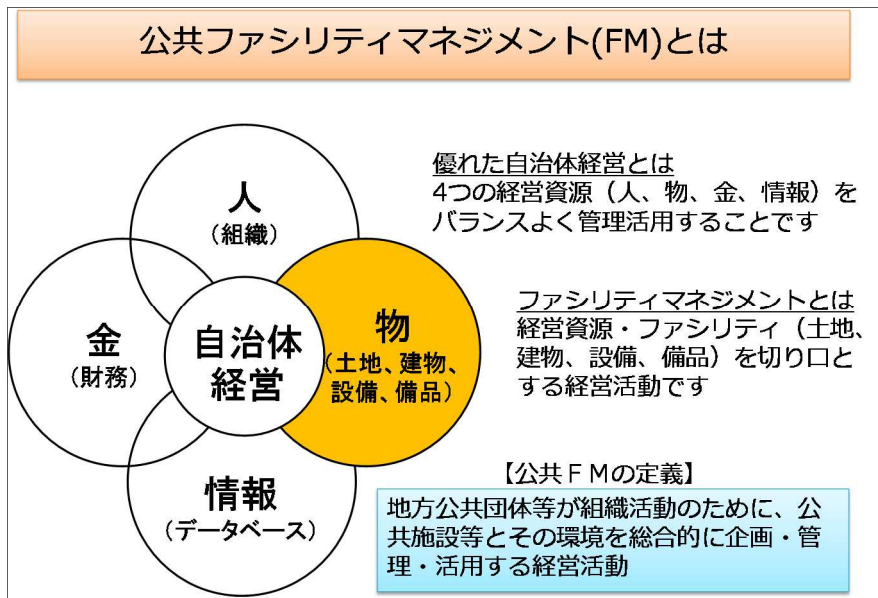


図 3-4-6 公共施設の経営管理イメージ(社団法人日本ファシリティマネジメント協会「総解説ファシリティマネジメント」を参考)

⑤住民意見の活用方針

城里町は、これまで社会資本の整備事業等を積極的に推進してきました。しかしながら、少子高齢化など様々な時代を迎えたなかで、社会資本である全ての公共施設等をこのまま維持していくことが困難な時代となってきています。

公共施設等は町の財産であり、良好な管理状態を維持するとともに、次世代に引き継いでいかなければなりません。

このような状況下、限られた財源で公共施設等を適正に運営・管理していくとともに、次世代へのしわ寄せを避けるためにはどのような方針をとるべきかを考える必要があります。それには施設利用について住民のニーズを把握し、住民の皆様の意向を計画に反映していくことが必要不可欠であると考えております。

そこで、直近に実施した調査アンケート（※1）を本計画に反映しました。また、本計画は5年毎に見直しを行います。見直しの際に公共施設等に関する住民アンケートについても同様に実施することを予定しています。その際は住民の皆様の御協力をお願いいたします。

これからも、住民の方々の意見を考慮し、先に作成しました公共施設白書との整合性を確保しつつ、町民の皆様の意見と公共施設等に関する情報の共有を図り、財政負担に耐え得る適正な公共施設等のあり方について皆様と共に考えていきたいと考えております。

※1:引用報告書(第二次城里町総合計画に係る住民意向調査・職員意識調査単純集計結果と概観による回答傾向について、城里町教育振興基本計画に係るアンケート調査報告書、障害者基本計画『後期計画』・障害福祉計画『第4期計画』、七会中学校跡地利用に関するアンケート調査報告書)

(3) 広域連携に関する基本方針

①広域連帯の推進

ワンセット主義（※1）の考えから脱却を図り、近隣自治体で公共施設等の機能を補完できるように、近隣自治体と公共施設等の広域的な連携の取組みを実施します。

※1:必要な物は何でも一通りはそろえておこうという考え方。例えば、各市町村がそれぞれに、保育園・学校・図書館・介護施設などを設置するという方式。また、旧財閥系の企業集団が金融業・製造業から流通まであらゆる産業をそろえるように形成したことを指す。

参考:デジタル大辞泉

②サービス向上と経費節約につながる連携の可能性検討

公共建築物を主として、近隣自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に財政負担の圧縮と町民のサービス補完を図ります。行政サービス向上と経費節約につながる広域連携の可能性を掘り起します。

5 類型別の取組方針

全庁的な基本方針に沿って、数値目標を達成するために、どのような施設を対象に、どの所管課が公共施設等の管理の取組を推進していくかの類型別の取組方針を策定します。このために、施設の類型を整理し、対象施設の所管課と維持管理の既定計画の有無を整理します。ここで、公共建築物は、総務省の分類表に準拠して分類し記載いたします。

表3-1 公共建築物の類型と対象施設、所管課の分類表

公共建築物の類型	対象施設（主な施設）	所管課	備考『規定計画等』
①学校教育系施設	幼稚園, 小学校, 中学校	教育委員会事務局	城里町教育振興基本計画
②公営住宅	町営団地	都市建設課	城里町公営住宅等長寿命化計画
③スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設 観光施設	まちづくり戦略課 教育委員会事務局	現在なし
④行政系施設	庁舎・支所・消防施設	総務課	現在なし
	環境・衛生センター	町民課	城里町環境センター施設延命化総合点検
⑤文化系施設	コミュニティーセンター 公民館, 集会所	教育委員会事務局	現在なし
		財務課 都市建設課	現在なし
⑥保健・福祉施設	福祉センター	健康保険課 長寿応援課	現在なし
⑦医療施設	診療所	健康保険課	国民健康保険七会診療所整備基本計画
⑧子育て支援施設	幼稚園	教育委員会事務局	現在なし
	保育園	福祉こども課	現在なし
⑨その他	その他	健康保険課 総務課 農業政策課	現在なし
⑩社会教育系施設	郷土資料館	長寿応援課 教育委員会事務局	現在なし

表3-2 インフラ施設の類型と対象施設、所管課の分類表

インフラ施設の類型	対象施設	所管課	備考『規定計画等』
⑪道路	道路舗装	都市建設課	現在なし
⑫橋梁	橋梁	都市建設課	橋梁長寿命化修繕計画
⑬水道施設	管路, 浄水場, ポンプ場 配水場浄水場処理, 配水場	水道課	城里町水道事業ビジョン
⑭公共下水道施設, 農業集落排水施設	下水道管渠, 浄化センター	下水道課	現在なし
⑮公園施設	運動公園, 運動広場	教育委員会事務局	現在なし

以下では、上記の類型に沿って、対象施設の管理をいかに取組んでいくかの類型別の取組方針を整理します。まず、公共建築物の類型別の取組方針を示し、さらに、インフラ施設の類型別の取組方針を示します。

(1) 公共建築物の保全・再編の取組方針

①学校教育系施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
日常及び定期点検は施設管理者(当該学校)で行います。
- 2) 定期的な保守点検
その他法令に基づき建築物(躯体)、各種設備等の保守・定期点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検経過、点検個所、修繕の必要性、コスト等をデータ化し、情報を共有します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 適切な補修工事
コンクリートの劣化や、その他不具合が発生した場合、適切な補修を行います。
- 2) 設備の更新
躯体等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた施設設備の更新を図ります。
- 3) 外壁、屋上の防水対策、改修
長寿命化に大きく影響するため、定期に全面的な改修を実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全及び防災対策などにより、安全性や防災性の確保を図ります。

4 耐震化の取組方針

- 1) 非構造部等の耐震化
平成28年度で、所管する学校施設の耐震化工事が全棟完了する予定です。また非構造物の落下等は、児童生徒に多大な障害をおよぼす可能性があることから、法令に基づき非構造部の耐震化を推進していきます。
- 2) 施設の耐震性など安全の確保
学校施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。
- 3) 避難所として施設に必要な諸機能の確保
震災時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースを確保し、ライフラインの被災に備えた対策を行います。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
学校施設の継続的・効率的な維持保全を行います。
- 2) 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
機能改善、環境改善等を含めた学校施設老朽化の改善を検討します。

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 学校の統廃合
学校再編により廃止にした旧学校施設などは、今後、売却又取壊しなどの計画を予定していません。
旧七会中学校施設は、用途変更をして使用予定です。
- 2) 施設規模の適正化
少子化の状況に応じて、小中一貫の義務教育学校等の適正配置等についても検討します。

②公営住宅

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
外壁、配管など定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理を実施します。
施設附属物(設備・消防器具)は各法律に基づき法定点検を実施します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 2) 計画的な維持管理
修繕計画を策定し実施するとともに、定期的な点検を行い、問題等発生している場合は、速やかに補修等の対応を実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保

防犯対策や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した改善を実施します。
耐用年数が経過した公営住宅は、在住入居者の退去を待ってから、用途廃止をして解体撤去を実施します。

4 耐震化の取組方針

- 1) 施設の耐震性など安全の確保
昭和56年以降（新耐震基準）に建築された公営住宅などは、耐震基準を満たしています。
上記以外の公営住宅については、未耐震基準なので、耐用年数、在宅入居者状況など総合的に判断し耐震補強などの実施をします。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施します。
外壁、配管など経年劣化による外部設備等について、耐久強化剤の塗装仕様に変更などして耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による施設延命などによるライフサイクルコストの削減を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 再編統合、民間活用計画
耐用年数が経過した公営住宅は、在宅入居者の退去完了後、用途廃止をして解体撤去を実施します。
跡地利活用については、行政側で整備するだけでなく、民間住宅（家賃補助等）の活用なども視野に検討します。

③スポーツ・レクリエーション系施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
日常点検及び定期点検は施設管理者または職員が巡視し実施します。
- 2) 定期的な保守点検
法令点検に基づき点検を実施し、各種設備等の保守・定期点検も実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検結果を蓄積、情報共有し、老朽化対策に利活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 施設等の修繕
点検結果の劣化状況に応じ、修繕等の必要性・実施時期を整理しながら実施し、定期点検結果を劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持、予防保全の管理に反映します。
- 2) 施設等の更新
修繕計画を策定し、計画的な修繕を行い定期的な点検を行います。また、問題等発生している場合は速やかに補修等の対応を実施します。
- 3) 外壁、屋上の防水対策、改修
長寿命化に大きく影響するため、修繕計画等に基づき改修などを実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策等の安全対策などにより、防災性や安全性の確保を図ります。
転倒防止、バリアフリー化など利用者の事故防止に配慮した改善策に努めます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 施設の耐震性など安全の確保
昭和56年以降（新耐震基準）に建築された建物は耐震基準を満たしています。また昭和56年以前の建物は、総合的に判断し耐震補強などの実施をします。
災害時の住民の避難場所・避難施設となるので、運営に必要な機能確保などの対策を実施します。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
施設等のメンテナンスを実施し、環境整備・耐久性の向上を実施します。
建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげます。

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 総合野外活動センター施設
東日本大震災以降、一部休止状態の施設があり、使用不能となっている施設もあるので、今後は統廃合を視野に入れた再編計画を検討します。
- 2) 健康増進施設ホロルの湯施設
指定管理者による管理運営施設にて、現在統廃合等の予定はありません。
将来施設ニーズなど長期的な視野で考えると、民間委託等の検討をする必要性もあります。
- 3) その他の施設
統合や廃止の予定はありません。

④行政系施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
職員による日常の巡視を実施しています。
各機器の温度、圧力、電流値等の値を日常の点検で実施し記録しています。
その他の作業や連絡事項についても、引継ぎ記録として記録しています。
- 2) 定期的な保守点検
法令等に基づき建築物(躯体)、各種設備等の保守・定期点検を実施します。
操業中における運転日誌・毎月一回行う機械整備点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針など、点検結果データを蓄積し、老朽化対策、修繕等への活用を検討します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 施設等の修繕
各施設で修繕・整備計画を経て実施します。また今年度は2号煙道整備工事を行う予定など計画を経て実施していきます。
点検結果の劣化状況に応じ、修繕等の必要性・実施時期を整理しながら、修繕等を実施し定期点検結果を劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映します。
定期点検の結果の劣化状況に対応した、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行う。また各施設の優先度判定を基に、必要な施設から更新し財政負担の縮減や平準化対策を図ります。
- 2) 適切な補修工事
点検等により劣化等が確認された場合、適切な劣化防止を図ります。
設備点検等で修繕箇所が確認されたら、早期修繕を行い、コストの縮減化を図ります。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
日常の巡視、定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積結果に基づき、今後の安全確保対策へ利活用します。また作業環境の確保の観点から、標準的耐用年数を超過した設備について、計画的な更新を実施します。
耐火物等のように、点検結果で崩壊などの危険が分かった場合は、補正予算を組んで至急対応します。
本庁舎は災害対策本部の拠点となるために、安全確保に努めます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 施設の耐震性など安全の確保
災害時の防災拠点となる施設は、免震構造を設置済みなので、免震設備の保守点検を定期的に実施します。また、その他の施設は地域防災計画に準じて利用方針に合った防災計画や実施方針を検討します。
本庁舎は、災害時などに近隣の避難所となる施設のため、支援物資等を常備配備し、災害時には万全な態勢となるよう努めます。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
庁舎のシーリング部分の補修対応年数は、最大5年(瑕疵は2年)なので、平成32年度から点検を定期的に行います。また、電気系設備などは、定期点検及び部品等の取り替え等により、設備の性能・機能の耐久性の向上を図ります。
処理規模に応じて予防修繕や延命化を図り、健全度評価については『廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)』(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を参考に長寿命化に努めます。

<p>6 統合や廃止の取組方針</p> <p>1) 各庁舎の再編統合 桂支所は取り壊し済みであり、今後の計画として跡地の利活用など検討します。 七会支所の今後は、旧七会中学校内に統合する予定です。また、跡地については地域ニーズ等総合的に判断し検討します。</p> <p>2) その他の施設 消防団施設などは、組織の機構改革などに応じ検討します。 複合化、再編、包括的民間委託など財政負担の軽減や平準化を検討します。</p>
--

⑤文化系施設
<p>1 点検・診断等の取組方針</p> <p>1) 日常的な点検・清掃・修繕 日常点検及び定期点検は施設管理者または職員が巡視し実施します。</p> <p>2) 定期的な保守点検 法令点検に基づき点検を実施し、各種設備等の保守・定期点検も実施します。</p> <p>3) 点検結果の蓄積 施設の劣化状況、危険個所の指摘事項や法定点検等の情報共有をして、老朽化対策に活用します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の取組方針</p> <p>1) 施設等の修繕 各共同利用施設は、各地区と連携を図りながら維持管理修繕を実施します。 定期点検結果の状況に応じた、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行う。また各施設の優先度判定を基に、必要な施設から更新し財政負担の縮減や平準化対策を図ります。</p> <p>2) 設備機器等の維持管理 不具合が発生度に対応する事後保全でなく、保全計画等を策定し、予防保全対策を実施します。</p> <p>3 安全確保の取組方針</p> <p>1) 安全な施設環境の確保 経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配置等の安全対策などにより、防災安全等の確保を図ります。</p> <p>4 耐震化の取組方針</p> <p>1) 避難所として施設に必要な諸機能確保 災害等に住民の避難場所・避難生活所になることから、避難施設に必要な設備、備蓄確保等を図り、災害等には避難施設の機能を確保できるよう努めます。</p> <p>5 長寿命化の取組方針</p> <p>1) 維持保全計画 予防保全を含め計画的に点検を実施し、施設等の老朽化や劣化による事故等の未然防止対策、修繕や改善の効率的に実施し長寿命化を図ります。</p> <p>6 統合や廃止の取組方針</p> <p>1) 七会公民館施設 統合予定であり、今後は地域ニーズ等総合的に判断し、再編統合・複合化など検討します。</p> <p>2) その他の施設 統合や廃止の予定はありません。</p>

⑥保健・福祉施設
<p>1 点検・診断等の取組方針</p> <p>1) 日常的な点検・清掃・修繕 日常点検及び定期点検は施設管理者または職員が巡視し実施します。建物・設備等の劣化を把握して対処します。</p> <p>2) 定期的な保守点検 法令点検に基づき点検を実施し、各種設備等の保守・定期点検も実施します。劣化の状況を把握し、予防保全の計画的な観点から検討します。</p> <p>3) 点検結果の蓄積 施設の劣化状況や法定点検等の情報を管理蓄積し情報共有して、老朽化対策等に活用します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の取組方針</p> <p>1) 施設等の修繕 定期点検結果の状況に応じた、改善・修繕の工夫、実施時期の計画等、必要な施設から更新し</p>

財政負担の縮減や平準化対策を図ります。

2) 外壁，屋上の防水対策，改修

長寿命化に大きく影響するため，修繕計画等に基づき改修など実施します。

3 安全確保の取組方針

1) 安全な施設環境の確保

日常の巡視，定期点検・臨時点検の方針，点検データの蓄積結果に基づき，今後の安全確保対策へ利活用します。

高齢者が利用する施設であるため利用者の安全を担保し，万一の事故・災害等に遭遇したとき被害を最小限にとどめ，復旧体制を整えます。

4 耐震化の取組方針

1) 施設の耐震性など安全確保

施設の耐震性を維持するとともに，地震等の災害時に備えた点検を実施し，必要な安全対策を講じます。

5 長寿命化の取組方針

1) 維持保全計画

予防保全を含め計画的に点検を実施し，災害事故等の未然防止対策，修繕や改善の効率的に実施し長寿命化を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

1) やまゆり荘施設

今後取り壊し予定です。

2) 桂老人センター施設

売却または，取り壊し予定です。

3) その他の施設

統合や廃止の予定はありません。

⑦医療施設

1 点検・診断等の取組方針

1) 日常的な点検・清掃・修繕

日常，定期点検は施設管理者または職員が巡視し，建物・設備等の点検を実施します。

2) 定期的な保守点検

法令点検に基づき点検し，設備等の保守・定期点検も実施し，劣化状況を把握し是正に努めます。

3) 点検結果の蓄積

施設の劣化状況や法定点検等の情報を管理・蓄積し情報共有します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

1) 施設等の修繕・更新等

建物・設備等に注意を払い維持管理に努めます。

3 安全確保の取組方針

1) 安全な施設環境の確保

日常点検及び保守点検等を実施し，建物の安全確保を実施します。

4 耐震化の取組方針

1) 施設の耐震性など安全確保

建物は旧耐震基準につき，総合的に判断し耐震補強・安全対策等の実施をします。

5 長寿命化の取組方針

1) 維持保全計画

予防保全等総合的に判断し，長寿命化を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

1) 診療所の集約

七会診療所の改築工事を実施し，医科施設と歯科施設の集約をします。

2) 診療所入院棟

当分の間，書庫として利用します。

3) その他の施設

新診療所の完成後は，旧七会診療所は閉鎖し，解体・撤去も視野に入れながら検討します。また医療機器等は一部移設し再利用します。

新施設完了後は基本計画（個別計画）の見直しをする予定です。

⑧子育て支援施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
日常及び定期点検は施設管理者で行います。
- 2) 定期的な保守点検
その他法令に基づき建築物(躯体)、各種設備等の保守・定期点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検経過、点検個所、修繕の必要性、コスト等をデータ化し、情報を共有します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 適切な補修工事
建物の劣化や、その他不具合が発生した場合、適切な補修を行います。
- 2) 設備の更新
躯体等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた施設設備の更新を図ります。
- 3) 外壁、屋上の防水対策、改修
長寿命化に大きく影響するため、定期的に全面的な改修を実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全及び防災対策などにより、安全性や防災性の確保を図ります。

4 耐震化の取組方針

- 1) 非構造部等の耐震化
非構造物の落下等は、幼児に多大な障害をおよぼす可能性があることから、法令に基づき非構造部の耐震化を推進していきます。
- 2) 施設の耐震性など安全の確保
施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
子育て支援施設の継続的・効率的な維持保全を行います。
- 2) 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
機能改善、環境改善等を含めた学校施設老朽化の改善を検討します。

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 七会幼稚園施設
廃止済みなので、売却または取り壊しの予定です。
- 2) 常北幼稚園
今後、地域ニーズ状況に応じて廃止等の検討を致します。
- 3) 小松児童クラブ施設
廃止済みなので、取り壊し予定です。
- 4) その他の施設
統廃合の予定はありません。
- 5) 施設規模の適正化
地域ニーズ、施設利用状況など状況に応じて、跡地利用の適正化、公立・私立幼稚園の適正配置等についても検討します。

⑨その他

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
牧場管理棟は、借主が実施します。
日常点検及び定期点検は巡視・点検・清掃を実施します。
- 2) 定期的な保守点検
法令点検に基づき点検を実施し、各種設備等の保守・定期点検も実施します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 施設等の修繕
牧場管理棟は、建物は牧場管理であるため、維持管理等の実施方針はありません。
定期点検結果の状況に応じた、改善・修繕の工夫、実施時期の整理を行います。
- 2) 外壁・設備機器等の修繕

不具合後に対応する事後保全でなく、保全計画等を策定し、予防保全対策を実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
経年劣化による部材の事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配置等の安全対策などにより、安全確保に努めます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 施設の耐震性など安全確保
施設等地震の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。
牧場管理棟は、耐震化の実施方針の予定はありません。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
予防保全を含め計画的に点検を実施し、災害等の未然防止対策、修繕や改善の効率的に実施し長寿命化を図ります。
設備等（外壁・配管等）の劣化に応じた、維持・修繕を実施することで長寿命化を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

統合や廃止の予定はありませんが、地域ニーズや中長期的な視野など総合的に判断し、将来は統廃合等の検討も視野に考えています。

⑩社会教育系施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
日常及び定期点検は施設管理者で行います。
- 2) 定期的な保守点検
法令等に基づき建築物（躯体）、各種設備等の保守・定期点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検経過、点検個所、修繕の必要性などの情報を経年的に管理します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 適切な補修工事
建物の劣化等が発生した場合、適切な補修を行います。
- 2) 設備の更新
躯体等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた施設設備の更新を図ります。
- 3) 外壁、屋上の防水対策、改修
長寿命化に大きく影響するため、必要に応じて全面的な改修を実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
経年劣化による部材の落下防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全及び防災対策などにより、安全・防災性の確保に努めます。
施設の利用者・運営時間帯等に配慮して、日常及び災害時の安全な施設環境の確保を検討します。
転倒防止など利用者の事故防止に配慮した改善策に努めます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 非構造部等の耐震化
非構造物の落下等は、利用者に多大な障害をおよぼす可能性があることから、法令に基づき非構造部の耐震化を推進していきます。
- 2) 施設の耐震性等安全確保
施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策に努めます。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
予防保全を含め計画的に点検を実施し、施設等の老朽化や劣化による事故の未然防止対策、修繕や改善の効率的に実施し長寿命化を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

統廃合の予定はありません。

⑪道路

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 定期的な保守点検
道路ストック点検を計画的に実施します。
道路パトロールで日常点検を実施し、路面状況等を把握します。
日常点検等の蓄積データを明確化し、情報共有を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 予防保全の推進
パッチングや薄層舗装等の予防保全を積極的に実施することで、長寿命化を図ります。
- 2) 修繕の目次の推進
交通量（自動車等）をもとに、適切な管理水準（修繕の目次）を設定します。なお、実施については、沿道環境・地域特性・路線の重要度等も考慮し適切に対応します。

3 安全確保の取組方針

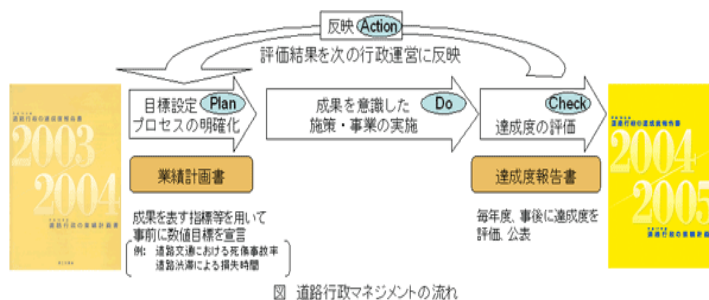
- 1) 安全で快適な町づくりの推進
災害に強く安全で快適な町づくりのために、高度の危険性のある施設等については、早急に修繕していきます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 最低限の車両走行機能の確保
大規模地震発生直後、特に人命救助や消火活動などの初動に対応するために、緊急輸送道路やライフラインに関わる道路においては、最低限の車両走行機能を確保します。

5 長寿命化の取組方針

- 1) PDCA【※1】サイクルの確立
定期的な路面性状調査により舗装の状況を把握し、長寿命化修繕計画の検証を行い、実態に即した計画に随時見直すことで、より効果的・効率的な管理を行います。



※1 参考:道路行政マネジメント～道路行政におけるマネジメントの取組み～(国土交通省道路局)より

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 統合や廃止なし
インフラ施設のため、統合や廃止は基本不要です。

⑫橋梁

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
橋梁の健全度を把握するために、定期的に点検を実施します。また、必要に応じて詳細調査等を実施します。
- 2) 定期的な保守点検
5年に1度の定期点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検、修繕データ等は、維持管理の継続的な蓄積・活用等に利用し、情報を共有します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 日常的な維持管理
良好な状態に保つため、日常的に維持管理として、パトロールを実施します。
清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものは、日常の維持作業により実施します。
- 2) 適切な補修工事
従来の損傷補修に加えて、予防保全型を効果的に新たな補修方法等の検討をします。
- 3) 設備の更新
重要度の高い橋梁、第三者影響度の高い橋梁、補修に高額な費用が必要となる橋梁に対しては、予防保全型の維持管理を実施します。

<p>3 安全確保の取組方針</p> <p>1) 安全で快適な町づくりの推進 橋梁は路線の一部であり、路線機能の確保の観点より、道路網※として重要となります。 ※道路網とは、「災害に強く、緊急時に移動可能な道路（緊急輸送路ネットワーク）」、「被災後の生活復旧における主要な路線（生活・産業道路ネットワーク）」とします。 点検等により危険箇所と判定された場合は、点検調査内容を地元住民と協議します。</p> <p>4 耐震化の取組方針</p> <p>1) 優先順位の決定 大規模地震への対応として災害時の救助活動、物資輸送を行う緊急輸送道路等を、重点的に耐震補強工事等を実施します。</p> <p>2) 施設の耐震性など安全の確保 耐震補強工事と長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施し、架設足場を併用することで工期短縮、コスト削減を実施し、財政負担の縮減や平準化対策を図ります。</p> <p>5 長寿命化の取組方針</p> <p>1) 長寿命化及び費用の縮減 従来の事後的（対症療法的）な保全ではなく、計画的な予防保全により橋梁を延命化することで、修繕・架替えにかかる維持管理費の縮減を図ります。 前年度は11橋から策定対象橋梁33橋として予防保全で修繕計画の見直しを行います。 その他の橋梁も順次点検し長寿命化を実施します。</p> <p>6 統合や廃止の取組方針 インフラ施設のため、統合や廃止は基本不要です。</p>
--

⑬水道施設
<p>1 点検・診断等の取組方針</p> <p>1) 定期点検の継続 基幹施設の日常点検や設備の定期点検を継続します。</p> <p>2) データの継続的な蓄積 点検、修繕等の維持管理に係るデータを継続的に蓄積し、必要に応じて改修や修繕の計画に反映します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の取組方針</p> <p>1) 浄水場更新の検討 一部の浄水場では老朽化が進んでおり、現行の耐震基準を満たしていない可能性があります。単純な全面更新に絞らず、広域的な観点から廃止も含めて検討を進めます。</p> <p>2) 予算の平準化 昭和40年代後半から50年代に建造された稼働中の施設が多いことにより、老朽化による更新時期が集中するので、予算の平準化などを実現するようアセットマネジメントを実施します。</p> <p>3 安全確保の取組方針</p> <p>1) 相互融通可能な緊急連絡管の整備 災害等の緊急時において、被害が無い・少ない地区から、供給可能となるよう緊急連絡管を整備します。</p> <p>2) 施設配置の検討 町内で唯一、水質の不安定な表流水を水源としている石塚浄水場は、老朽化も進んでいることから施設配置の変更を検討します。近隣事業者や用水供給事業者などからの受水を含め、広域的な観点から検討を進めます。</p> <p>4 耐震化の取組方針</p> <p>1) 基幹施設の耐震化 耐震化に先立ち、耐震性を判断するための耐震診断を実施し、耐震化計画を策定します。</p> <p>2) 老朽配水管の更新と耐震化 良好な地層が多い地域特性を持つことから、町内の地層種別に応じた耐震性能を有する管を布設します。また、老朽化した管については、その重要度に応じて優先順位を定め更新を実施します。</p> <p>3) 重要給水管路の耐震化 基幹施設と避難所などを結ぶ重要給水管路については、路線の重要度・既存管の老朽度などを考慮し、その重要度に応じて優先順位を定め耐震化を実施します。</p> <p>5 長寿命化の取組方針</p> <p>1) 管路長寿命化計画</p>

配水管の更新や耐震化において採用する管種は、耐震性が高く耐用年数の長いダクタイル鋳鉄管（GX形）や配水用ポリエチレン管を積極的に採用し耐震化と長寿命化を図ります。

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 塩子地区簡易水道施設ろ過機室，小松簡易水道浄水場施設
廃止済み施設は，取り壊し予定です。
- 2) 石塚浄水場施設
広域化も含め，施設の統廃合の検討を進めます。
- 3) 岩船浄水場
赤沢浄水場と統合して，平成 29 年度より配水施設として稼働予定です。
- 4) その他の施設
統合や廃止の予定はありません。

⑭公共下水道施設，農業集落排水施設

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
日常点検及び定期点検は専門業者に委託して浄化槽法に基づき点検を実施します。
日常点検等主に各施設単位で簡易点検にて点検を行います。
- 2) 定期的な保守点検
法令等に基づき建築物(躯体)，各種設備等の保守・定期点検を実施します。
状態監視保全及び時間計画保全の資産については，定期的に基準値などを確認します。
日常点検及び法令点検年などに従って，分解・修理などの点検を実施します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検経過，点検箇所，点検結果及びその修繕の必要性等を担当課及び専門業者の双方で情報を共有します。
消耗品や不良品などの取替を行った結果を蓄積し，今後，効率的に施設の機能維持が図れるよう実施します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 設備等の修繕
施設の維持管理にあたっては，年々増え続ける修繕費等の削減に努め，施設の不具合箇所の点検・確認結果は委託業者と連携を図りながら，老朽化や劣化の維持等に努めます。
- 2) 設備の更新
劣化兆候などで確認できた場合は，部分取り替えをして機能維持・回復に努め，また，必要に応じた施設設備の更新を図ります。
- 3) 予防保全的な維持管理
設備の特性を考慮し，設定された点検項目について，同じ視点で継続的に点検を行い，予防保全的な維持管理等に努めます。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
維持管理の安全に係る重要な施設であるため，作業環境の確保の観点から，標準的耐用年数を超過した設備について，計画的な更新を実施します。

4 耐震化の取組方針

- 1) 施設の耐震性など安全の確保
処理機能に影響しないものを除き，標準耐用年数を超過した設備の更新等については，耐震補強工事と一体的に更新を行い，効果的な更新を実施します。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
日常点検を行う中で，将来的には長寿命化計画に必要な情報の収集，整理，対策工法等の検討・現場調査等を行います。その後，調査結果に基づき健全度評価を行い計画等の作成をします。
- 2) 公共下水道施設の維持保全計画
計画策定に必要な情報を収集・整理し，設備毎に管理方法等から長寿命化対象の選定，調査項目を整理して，リスク評価・健全度等の評価をします。
※下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)国土交通省都市・地域整備局下水道部
- 3) 農業集落排水の維持保全計画
農業集落排水施設を戦略的に保全管理するためには，以下のストックマネジメントサイクルを確立します。

1) 日常管理による点検, 2) 定期的な機能診断, 3) 診断結果に基づく劣化予測, 効率的な対策工法の検討及び機能保全計画作成, 4) 関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施, 5) 調査・検討の結果, 対策工事に係る情報の段階的・継続的な蓄積等に基づく対策手法の改善。

※平成 26 年 8 月農林水産省インフラ長寿命化計画(行動計画)

6 統合や廃止の取組方針

- 1) 上入野地区農業集落排水処理施設
公共下水道と統合を検討しています。
- 2) その他の施設
統合や廃止の予定はありません。

⑮公園

1 点検・診断等の取組方針

- 1) 日常的な点検・清掃・修繕
職員の巡回により日常巡視・点検を実施します。また便所清掃や草刈・枝木の伐採をします。遊具等は専門業者に委託し, 点検結果により随時補修, 更新等を行い事故防止に努めます。
- 2) 定期的な保守点検
法令で定められた点検は, 業者に委託し点検結果で, 改修等の報告があった際には, 早急に修繕します。
- 3) 点検結果の蓄積
点検, 修繕データ等のデータを情報管理し, 必要となる対応策を検討します。

2 維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 1) 適切な修繕工事
老朽化等による破損箇所が点検により確認された場合は, 速やかに修繕等を実施します。点検により修繕箇所が確認された設備は, 軽微の中に修繕を行い, コスト縮減化を図ります。
- 2) 設備機器等の維持管理
トイレの躯体, 水回り系に損傷, 水漏れなどが発見された場合は, 速やかに修繕等を専門業者に委託し実施します。

3 安全確保の取組方針

- 1) 安全な施設環境の確保
遊具等点検により状況を把握します。また, 危険個所が発見された場合, 利用停止の告知をして, 速やかに修繕・改善・撤去等の処置を実施し安全確保に努めます。

4 耐震化の取組方針

- 1) 耐震化の確保
構造物の落下等は, 利用者に多大な障害をおよぼす可能性があることから, 法令に基づき施設・設備等の耐震化に努めます。

5 長寿命化の取組方針

- 1) 維持保全計画
長寿命化を図るため, 予防的修繕等を行い長寿命化し, トータルコストの縮減・平準化をめざします。
維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で施設機能と安全性を保持します。

6 統合や廃止の取組方針

建物とインフラは, 現時点では統廃合の予定はありません。今後, 地域ニーズの変化に応じては, 統廃合も視野に入れながら検討します。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的に連携した取組み体制の確立

城里町が、これからの40年先を見据えた公共施設等の適切な管理を進め、安心・安全で持続的な施設サービスの提供を目指すには、各所管が連携し全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組む仕組みが必要です。公共施設等の適切な管理を推進していくため、横断的な庁内連絡会や検討組織を設置し、関係課で連携した取組み体制を構築していきます。安定かつ円滑な取組み体制を確立するため、資産管理や資産活用に専任する部門と人材の配置を視野に入れます。

2 意識改革

公共施設等の維持管理に関わる全ての職員が、それぞれの公共施設等の状況を適切に理解し必要に応じて住民等への説明責任を果たすとともに、施設管理に対して責任感を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げて、城里町全体の経営改善に貢献することが必要です。そこで、マネジメント研修の拡充や公共施設マネジメントの啓発に携わる推進員の設置等、マネジメント体制の強化に取り組みます。

3 公共施設等の情報一元管理と総合管理への活用

公共施設等の情報を的確に把握し、改修・更新コストの大幅な増加を抑制するためには、全庁的に情報を一元管理する必要があります。公共施設等の統合データベースを構築し、総合的な管理を可能とする3つの視点から、品質、供給、資産の情報を登録します。毎年、各施設における増築や除却等に伴う増減変更、補修や大規模改修等に伴う工事履歴について最新情報に更新することで、地区や経過年数等の絞り込み検索や補修・更新等の優先順位の見直しに活用していきます。

4 管理の行動計画の具体化と目標設定及び改定

本計画で示した基本的な管理の考え方をもとに、メンテナンスサイクルを確立するために、各所管が日常的に取り組む行動計画を策定します。また、公共施設等の総量削減や長寿命化の推進にあたっては、複数の条件でシミュレーションを行ったうえで継続的な取り組みの目安となるように、投資的経費に充てる年度予算の目安や人口に見合う適正な延床面積の総量等の目標設定を行います。なお、各所管による管理の行動計画等は、今後の人口や財源の推移と管理の進捗状況を踏まえ、公共施設等のライフサイクルを考慮して定期的に見直すこととします。

5 今後の個別施設計画の策定と横断的な取組み

本計画では、総務省の指針に準拠して公共施設等の総量把握と、その管理に対する現状の課題認識を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定しました。今後、各所管による個別施設計画として、継続利用する施設を保全するための長寿命化計画、人口や利用状況に即して施設の再配置や集約・複合化等の再編を行うための利活用方策、公共施設の有効活用（PPP、PFI）、広域連携による施設の有効利用と経費節約の可能性調査等を策定していきます。これらの個別施設計画を順次充実させながら、公共施設等の適切な管理の取り組みを各所管課において横断的に推進していきます。



城里町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 8 月

城里町財務課

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地 25

TEL:029-288-3111 (代表)

<http://www.town.shirosato.ibaraki.jp/>